

2020年版

こくみん共済 coop ガイド

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり



こくみん共済 coop は次のステージへ



こくみん共済 coop
公式キャラクター
ビットくん

たすけあいの輪をむすぶ

「たすけあいの輪をむすぶ」 こくみん共済 coop は 次のステージへ



2019年6月、
全労済から「こくみん共済 coop」へ
この1年間、「たすけあいの輪をむすぶ」を合言葉に、
共済という「たすけあいの仕組み」を通じて、事故や病気、大きな災害など、
組合員の「もしも」を支えてきました。

そして、もっと多くの人と、「たすけあいの輪」をむすぶため、
共済だけでなく、私たちにできることに取り組みます。

豊かで安心できる社会にむけて。2年目の挑戦がはじまります。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**



共済商品の提供



7才の交通安全プロジェクト



こどもの成長応援プロジェクト



防災・減災の取り組み

こくみん共済 coop ガイド 2020年版

CONTENTS

CONTENTS	1
「こくみん共済 coop」とは	2
New-Zetwork	4
こくみん共済 coop SDGs行動宣言	6
こくみん共済 coop のあゆみ	8
2019年度の主な取り組み	10
組合員・お客さまの声の反映	12

I 組織と概要

1. こくみん共済 coop の組織	13
2. 機関および運営	14
3. こくみん共済 coop グループおよび子会社の概要	14

II 事業と経営の概況

1. 事業概況	15
2. 財務の概況	17
3. 損益の概況	18
4. 剰余金処分	18
5. 資産運用の状況	19
6. 健全性を表す指標	20
7. 責任準備金・自己資本積立計画の達成状況	20
8. 総合的なリスク管理	21
9. 情報開示	24

III 事業活動

1. 共済商品の特長	26
2. 組合員向けサービス	31
3. 生活保障設計運動の展開	32
4. 保障の考え方	32
5. 共済の推進	33
6. 共済金支払いまでの流れ	34
7. 社会活動	36
8. 各種お問い合わせ・連絡窓口	37

IV 全国ネットワーク

組織の概要

(2020年5月末現在)

名 称	全国労働者共済生活協同組合連合会 (略称:全労済 愛称:こくみん共済 coop)
創 立	1957年9月29日
所 在 地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
会 員 数	58会員
常勤役職員数	3,657名 ※他団体出向者含む
パートナー職員数	1,278名

「こくみん共済 coop」とは

こくみん共済 coop は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法、以下同）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

1. こくみん共済 coop の理念

当会は創立50周年（2007年）を機に、理念を制定しました。理念を将来にわたる最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。

私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理 念	組合員の皆さまと共有すべきこくみん共済 coop の変わらぬ価値観です。 みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり
信 条	理念実現に向けた役職員の行動規範です。 組合員のこくみん共済 coop 正直なこくみん共済 coop 努力のこくみん共済 coop

〈新ブランド「こくみん共済 coop」〉

当会は、創立60周年を機に、当会の理念・信条にもとづく活動や本質を、分かりやすく広く社会へ発信し、組合員や社会から親しまれ、愛される存在となるため、新ブランド「こくみん共済 coop」を設定しました。

正式名称である「全国労働者共済生活協同組合連合会」、略称である「全労済」は変えず、新しい姿を表す愛称として2019年6月からスタートしています。

「こくみん共済 coop」とは、単に商品名称を愛称としたのではなく、労働者自主福祉を核としながら、その取り組みをさらに広げ「**こくみん**みんなのために、**共済**というたすけあいの仕組みを提供する、**coop**（協同組合）である」ことを表しています。

私たちは「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび「安心のネットワーク」をひろげていきます。

愛称とタグライン （ロゴ）	 1. 「こくみん」とは「みんな」のこと 2. 「共済」とは「互いにたすけあう仕組み」のこと 3. 「coop」とは「協同組合（生協）」のこと
ステートメント	私たちは「共済」を通じて 人と人との「たすけあいの輪」をむすび 「安心のネットワーク」をひろげていきます。
役職員スタイル （行動指針）	1. 「たすけあい」の心を大切にしよう 2. 「たすけあい」の輪をむすぼう 3. 「お役立ち」に徹しよう 4. 「共に創る」行動を広げよう 5. 「たすけあい」の成果を共に喜び合おう

2.こくみん共済 coop は共済事業を行う協同組合

当会は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしてい
くために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険
(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合
員相互にたすけあうという活動を、保険の仕組みを使っ

て確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は経済的保障だけでは
なく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な
生活保障へと拡大しています。

協同組合とは

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的
に集まって事業を行い、その事業の利用を中心としながら、
みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。
協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員に
なることができ、事業の利用や運営も、この組合員によって

行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉
に象徴されるように、人と人との「たすけあい」を原点に、組
合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組
織が協同組合です。

生協法 抜すい

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達
を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する
ことを目的とする。

第2章 事業

(最大奉仕の原則)

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会
員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてそ
の事業を行ってはならない。

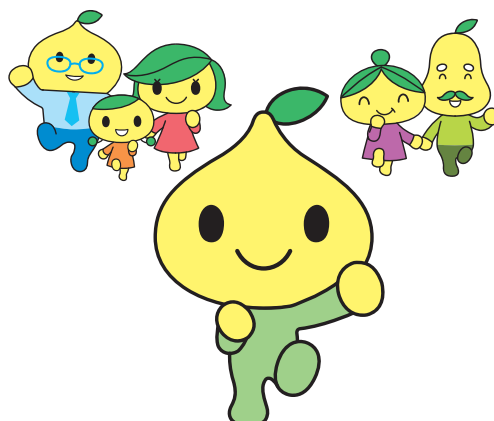
3.労働者自主福祉事業団体としてのこくみん共済 coop

当会のもう一つの特徴は、労働者自主福祉運動との
結びつきにあります。

日本における労働者自主福祉運動は、労働者が相互
扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福
祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生
活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それ
は、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内
福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福祉活動
の分野を指しています。

労働者自主福祉の活動は、労働組合、労働者福祉中央
協議会(中央労福協)を中心に、事業団体として労働金
庫、購買生協、住宅生協、共済生協などが担っています。

当会の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な
活動によって組織化され、成り立ってきました。労働者自
主福祉事業で培ってきた事業と運動をさらに強化・発展
させながら、多様な組合員の生活場面に合わせ、誰一人
取り残さない社会づくりを行っていきます。



New-Zetwork

〈2018年度～2021年度中期経営政策〉

こくみん共済 coop は、取り巻く環境を踏まえ、「共済事業を核に、運動を広め、理念の実現をめざす」という社会的使命を果たすための中期的な経営方針として、2018年度から4年間の中期経営政策「New-Zetwork」を設定し、取り組みを進めています。



- 60周年を経て、生まれ変わる新しい(New)全労済(Z)を表現しています。
- 基本構想で掲げた3つのC(New-Communication、New-Cooperative、New-Culture)は、New-Zetworkを支え、さらに促進させていくことを表現しています。
- ピットくんは、Zetworkスタイルにより実現をめざす未来を見据えています。

1. New-Zetworkの位置づけと目的

(1) 位置づけ

2014年度～2017年度中期経営政策「Zetwork-60」で明らかになった成果と課題を継承し、新しいこくみん共済 coop の姿に向け2018年度～2021年度中期経営政策「New-Zetwork」を策定しました。

(2) 目的

Zetworkスタイルの構築と展開により、事業の持続的成長と運動の発展を図ります。

Zetworkスタイルとは

さまざまな環境の変化に対して**お役立ち発想**と**共創活動**で柔軟・機敏に対応し、事業・運動を展開する。

- ①事業と運動の普遍的な姿
- ②新しい事業と運動を組合員・協力団体・社会と共有し、さらに共創していく姿
- ③新しい事業と運動を実践するこくみん共済 coop グループの役職員・パートナー職員の考え方・行動

お役立ち発想

組合員・協力団体等と向き合うすべての場面において、相手方の課題やニーズを把握し、その気持ちに立って期待を超える解決策を考え、実行すること

共創活動

こくみん共済 coop 単独では実現できないさまざまな課題に対し、組合員・協力団体・協同組合組織等がそれぞれの強みを持ち寄り、お互いをカバーしながら、共通の価値を創造すること

2. Zetworkスタイルでめざす事業と運動

(1) 事業

組合員と向き合うすべての場面において業務・ご案内の点検を行い、組合員に寄り添う対応と、ニーズに応えた商品・サービスの提供により共済利用を促進します。

組合員に向き合い寄り添う「総お役立ち活動」

【ご検討いただく場面】

身近に相談できる対面の体制強化 (店舗、訪問体制、協力団体での推進)

WEBや電話など組合員が気軽に情報収集や相談できる仕組み強化 (ホームページ、コールセンター等)

【ご加入・ご継続の場面】

組合員一人一人に応じたきめ細やかな提案

など

【さまざまなお手続きの場面】

住所変更などの各種手続時、共済金請求手続時、共済金お支払い時の丁寧なサポート対応

など

(2) 運動

労働者自主福祉をさらに進めるとともに、生活者への自主福祉を強化するため、協同組合組織等と連携し、地域における「たすけあい」を促進します。

① 新しい生活保障設計の取り組み

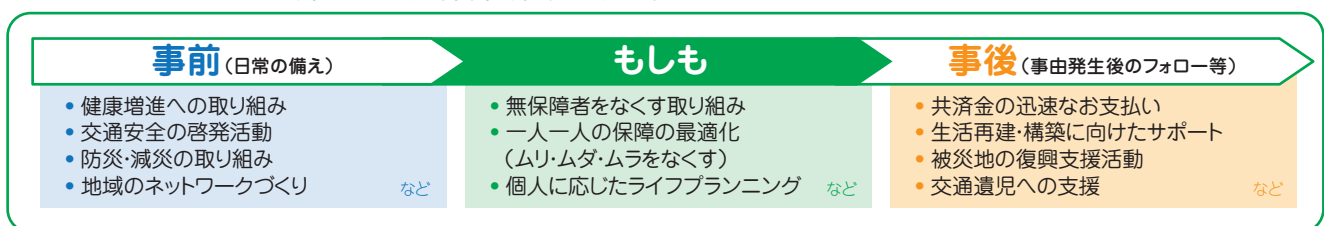
従来の「もしも」の経済的保障だけでなく、社会の変化を捉え、事前（日常の備え）や事後（事由発生後のフォロー等）の安心を商品・組合員サービス・情報などでトータルに提供します。また、組合員一人一人の生活スタイル（世帯構成や収入、価値観等）に合わせて安心を提供します。

② 持続可能な社会づくり・セーフティーネットづくりの取り組み

国際目標であるSDGs※の「誰一人取り残さない」社会づくりに向け、持続可能な社会づくり、セーフティーネットづくりに取り組みます。

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

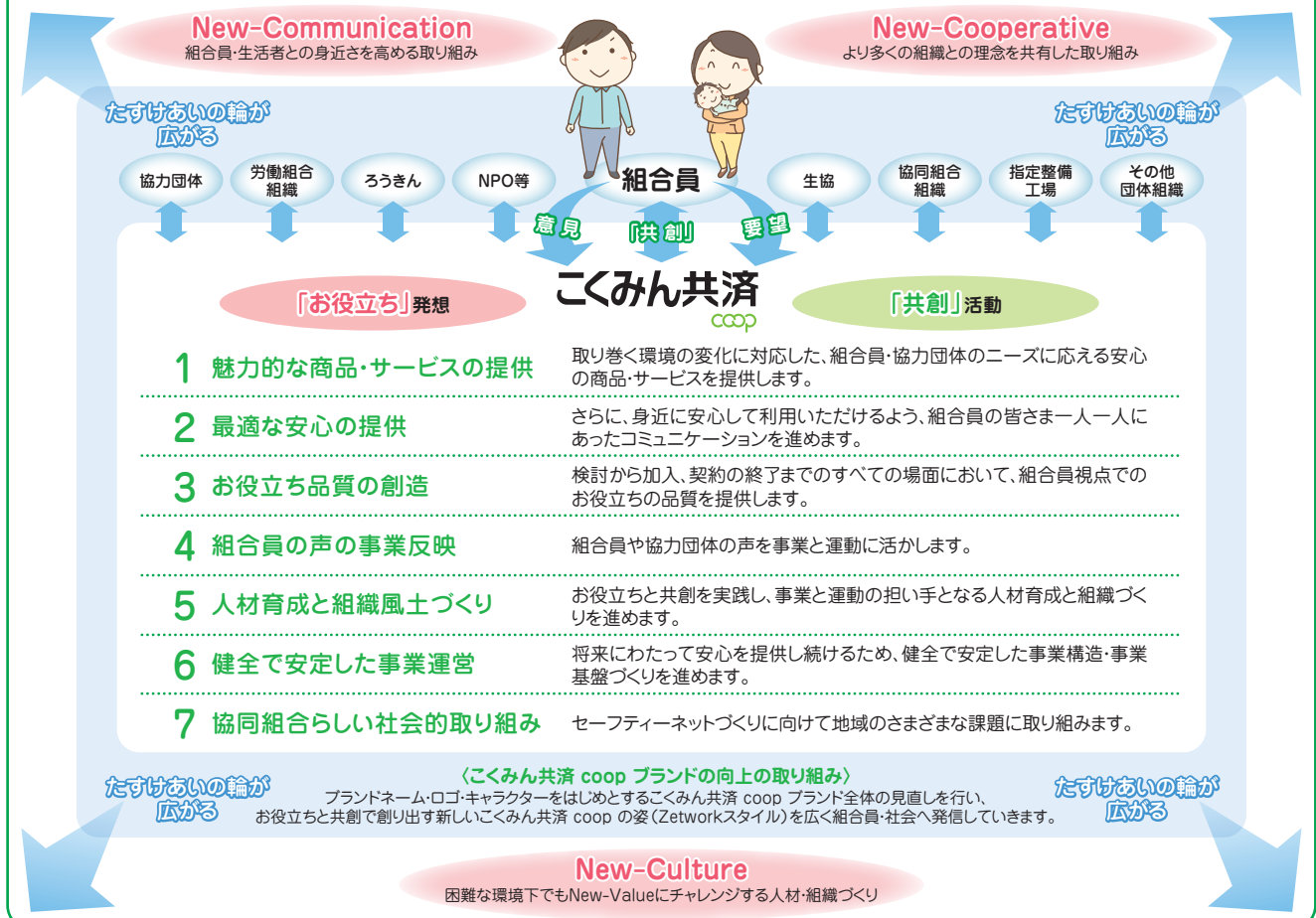
新しい生活保障設計の取り組み・セーフティーネットづくり



3. 新しいこくみん共済 coop の姿〈New-Value〉

Zetworkスタイル ～お役立ちと共創で、事業と運動を変革～

組合員一人一人に寄り添い、より身近な存在として組合員との「深く」「長く」関係づくりを進め、その力をもって「広く」事業と運動の発展をめざします。



こくみん共済 coop SDGs行動宣言

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

当会は、創立以来、組合員・協力団体・労働組合組織・協同組合組織などの仲間とともに、共済の普及と社会課題の解決に取り組み、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を進めてきました。これは、誰一人取り残さない社会づくりをめざす、SDGsに通じるものです。格差の拡大や大規模自然災害の増加、新型コロナウイルスによる感染拡大など、取り巻く環境が厳しさと難しさを増すなか、たすけあいの輪をむすぶ私たちの役割と期待をあらためて認識し、SDGsの達成に貢献します。

① 共済を通じた安心の提供

より良い共済・サービスの提供と、一人ひとりに応じた生活保障設計を通じて、組合員と家族の安心を提供します。



② 環境保全の取り組み

気候変動を抑制し、豊かな環境を守るため、省資源・省エネルギーに取り組みます。また、環境保護への支援を強化します。



③ 子どもの健全育成の取り組み

子育て支援、交通事故抑制、健康増進の取り組みにより、貧困の連鎖に歯止めをかけ、子どもの健全な育成を進めます。



④ 防災・減災の取り組み

台風や地震など大規模災害の発生から、組合員を守るため、防災・減災の普及と社会インフラづくりを進めます。



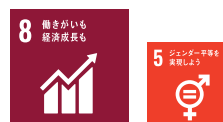
⑤ 共創による社会づくり

人々が暮らし働く地域社会に根ざし、たすけあいの輪をむすび、誰もが活躍できる社会づくりを進めます。



⑥ 魅力ある組織づくり

環境変化に積極的に挑戦し、あたらしい協同の仕組みを創造する魅力ある組織づくりを進めます。



(1) 協同組合とSDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals／SDGs）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。貧困・飢餓・気候変動など人類・地球全体が直面する問題を解決し「持続可能」な世界を実現するために、2030年までの達成をめざして世界各国で取り組みが進められています。

協同組合は、これまでも貧困や飢餓などの問題に取り組んでおり、国連によりSDGsを達成するための重要なステークホルダーの一つとして位置づけられています。世界の協同組合の連合組織であるICA（国際協同組合同盟）も全世界の協同組合が総力を挙げてSDGs達成に向けて取り組むことを奨励しています。日本でも、政府による「SDGs実施指針」に協同組合が明記されています。このように、SDGs達成において協同組合が果たす役割に、国内外で大きな期待が寄せられています。



(2) こくみん共済 coop におけるSDGs

当会では、共済を通じて、理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」に取り組んできました。

New-Zetworkにおいては、Zetworkスタイルでめざす運動の一つに「持続可能な社会づくり・セーフティネットづくり」を掲げ、SDGsの「誰一人取り残さない」社会づくりに取り組むことを確認しています。

2019年8月の第130回通常総会では「こくみん共済 coop におけるSDGsの取り組みにむけて」を発信し、SDGsのさらなる理解の促進と実践を進めてきました。

そして、2020年7月「こくみん共済 coop SDGs行動宣言」を策定し、同年8月の第132回通常総会で特別アピールを行いました。

本宣言を踏まえ、活動の原動力となる内部浸透の取り組みをさらに進め、具体的な行動につなげていきます。

こくみん共済 coop のあゆみ

History



たすけあいの輪の始まり 働く仲間の想いが結実。

**誰もが入れる保障があれば
安心して働ける。**

～働く仲間の共済始動～

1954年12月、大阪労済で火災共済事業を開始したことが労働者共済事業の始まりです。その後、新潟、富山、長野、北海道、群馬、福島でも発足し、全国へ広がることになりました。



**負債はいつか返せる。
労働者の信頼は失ったら取り返せない。**

～新潟大火の対応～

新潟では発足のわずか5ヵ月後に新潟大火が発生。掛金を上回る共済金の支払いという困難に直面しましたが、労働組合の支援などにより支払うことができました。これを契機に共済事業の全国組織化への動きが起こりました。



終身共済
誕生

せいめい共済・総合医療共済
誕生

自動車共済事業の
実施

1990
年

1988
年

1983
年

1980
年

1976
年

全国統合実現

1967
年

交通災害共済
誕生

1965
年

1957
年

1955
年

1954
年

**全国の労済が
手を取り支えあおう!**

～労済連の誕生～

大きな災害が起こったとしても、より確かな安心を届けられるよう、各地の労済が結集し、1957年9月29日に全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）が創立されました。これが「こくみん共済 coop」の始まりです。



働く仲間のたすけあい。

～団体生命共済の誕生～

高度経済成長のもと、死亡保障に対するニーズの高まりを受けて、団体生命共済が誕生。働く仲間のたすけあいの象徴となる制度となりました。



**職場で培った
たすけあいの
仕組みを多くの
生活者に。**

～こくみん共済の誕生～

1983年、地域組合員向けの制度として「こくみん共済」が誕生しました。団体生命共済と同じく、年齢・性別にかかわらず、同じ保障・掛金であるこの共済は、職場で培ったたすけあいの仕組みをより多くの働く人々・生活者に広げていきました。これを機に組合員の共済利用は拡大し、さらにさまざまな保障制度が誕生しました。

安心を広げる 職場の成果をより多くの生活者へ。

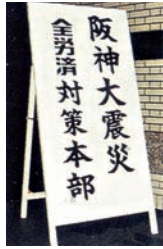
たすけあいの輪をむすぶ

社会を動かす 公助に向けて。

自然災害に対する 公的保障の整備を。

～阪神・淡路大震災への対応～

1995年1月17日、阪神・淡路大震災が発生。直ちに特別非常体制を敷き、全国の職員が被災者の対応に奔走しました。



● 創立50周年
理念の制定

2007年

2008年

● 新生協法の
施行

2000年

● 自然災害共済
誕生

1998年

1997年

1995年

● 自賠責共済
事業の実施

自然災害に対する 公助に向けて。

～被災者生活再建支援法成立～

日本生協連、連合、兵庫県、協力団体などとともに「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足。約2,500万人の署名を集めて政府に働きかけた結果、1998年に被災者生活再建支援法が成立しました。



こくみん共済 coop は、次のステージへ。

～豊かで安心できる社会に向けた2年目の挑戦～

新ブランドスタートから1年、「たすけあいの輪をむすぶ」を合言葉に、さまざまな取り組みを行ってきました。

豊かで安心できる社会に向け、もっと多くの人と「たすけあいの輪をむすぶ」ため、共済だけでなく、私たちにできることに取り組みます。

2020年

2019年

2017年

2016年

2011年

● 新ブランドスタート
たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
coop

● 創立60周年

● 熊本地震発生



被災された組合員に 寄り添い続ける。

～東日本大震災への対応～

2011年3月11日、東日本大震災が発生。のべ3万5,685名の職員を動員し「最後のお一人まで」を合言葉に、被災者の生活再建に向けて総力をあげて取り組みました。お支払いした共済金・見舞金は約1,287億円にのぼります。



最後のお一人まで 未曾有の大災害。

2019年度の主な取り組み ～事業に関する主な取り組みと特徴～

「New-Zetwork」（2018年度～2021年度中期経営政策）の2年目として、「Zetworkスタイル」（お役立ち発想と共創活動にもとづく新しい事業と運動）の構築と段階的実行を進めました。

1.「Zetworkスタイル」の実践に向けた主な取り組み

●新しいブランドの展開

もっと愛され、親しまれる存在となるため、2019年6月から新しい姿を表す愛称「こくみん共済 coop」の使用を開始し「たすけあいの輪をむすぶ」を合言葉に、さまざまな活動を展開しました。



新ブランド告知CM

●魅力的な商品・サービスの提供

組合員の声に応じて、こくみん共済・総合医療共済・せいめい共済をリニューアルしたほか、マイカー共済・個人賠償責任共済についても改定を行いました。



●主な改定内容

こくみん共済	●相談サポートサービスのついた「こども保障タイプ」の新設 ●入院保障日額1万円、先進医療保障最高1,000万円を実現（医療保障タイプ2口）
総合医療共済	●15歳から加入できる終身保障の引受基準緩和型の保障の新設
せいめい共済	●終身生命プランに介護タイプを新設
マイカー共済	●民法改正に伴う対応や収支状況を踏まえた掛金改定
個人賠償責任共済	●賠償共済金額の最高限度額を1億円から3億円に引き上げ

●協同組合らしい社会的取り組み

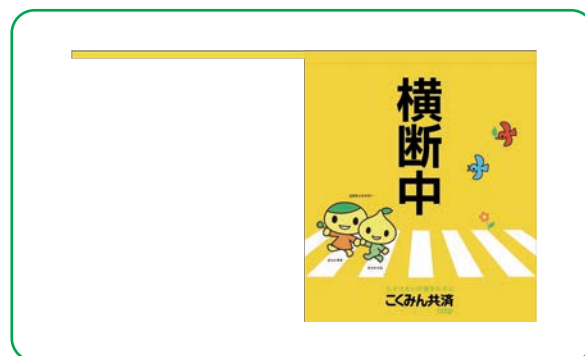
〈たすけあいの促進〉

たすけあいにあふれた社会をつくるため、たすけあいを啓発する「ENJOY たすけあい」を開始しました。



〈社会課題への取り組み〉

子どもたちを交通事故から守るため「7才の交通安全プロジェクト」を実施し、全国の児童館などに横断旗（8.5万本）を寄贈したほか、子どもたちの成長を支える「こどもの成長応援プロジェクト」をスタートしました。



SDGsのさらなる理解促進と実践を図るため、役員へのSDGsバッジの配布や、ワークショップを展開しました。



2.大規模災害への対応

●共済金の迅速なお支払いに向けて

8月に発生した「九州北部の記録的大雨」、9月に発生した「台風15号」、「台風17号」においては、被災地域における現場調査活動を基本に全国の職員による組合員対応を進めました。

その後、10月に発生した台風19号以降は、調査（審査）方法を現場調査から書類審査（見積書等の書面による損害認定）に切り替え、より迅速な共済金のお支払い対応を進めました。

発生年月	災 害	共済金等お支払累計金額※
2019年 8月	九州北部の記録的大雨	4.1億円
2019年 9月	2019年台風15号	133.2億円
	2019年台風17号	11.0億円
2019年10月	2019年台風19号	139.0億円
	2019年台風21号	5.2億円
合 計		292.5億円

※金額は2020年5月末時点

●支払業務改善策の進捗状況

2018年度の大規模災害対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、2019年度は被災受付機能の改善、損害調査事案の画像イメージ化、アウトソーシングを活用した被災受付通知の発行、発送の迅速化などを進めました。

また、BCP対策として被災受付対応拠点の効果的な分散配置に向けて、2020年4月に「東京損害事故受付センター」を開設しました。今後は大規模災害発生時の被災受付や、集中支払業務等の災害対応全般を取り扱う多機能センターとして活用を進めていきます。



現地対策本部の様子

3.新型コロナウイルス感染症への対応

●共済制度における取り扱い

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・当会所定の重度障がい（一部の保障は後遺障がい）に該当した場合に、災害死亡共済金等のお支払いの対象としました。

医師の指示で医療機関に入院された場合や、医療機関の事情により自宅療養となった場合等も、病気による入院共済金のお支払いの対象としました。

●感染拡大防止の取り組みと業務体制

組合員・お客さま、ならびにこくみん共済 coop グループで働くすべての関係者、関係諸団体の感染防止・安全確保を最優先とした行動を徹底し、さまざまな対策を実施しました。

●社会的な取り組み

感染拡大によって社会不安が広がる中、感染拡大防止に向けた啓発と、心の繋がりやたすけあいを促進する

ため、WEBサイトを中心として組合員・社会に向けて「今できるたすけあい」を展開しました。

医療・介護従事者を支援し、協同組合の連帯・連携を進めるためのさらなる取り組みとして、日本医療福祉生活協同組合連合会にマスク10万枚を寄贈しました。



マスク寄贈式の様子

組合員・お客さまの声の反映

1. お寄せいただいた組合員・お客さまの声

こくみん共済 coop では、お寄せいただいた感謝・評価、意見・要望、苦情を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めています。2019年度は62,437件の声をお寄せいただきました。

■組合員・お客さまの声の状況

(件数)

年 度	組合員・お客さまの声			
	感謝・評価	意見・要望	苦 情	合 計
2019年度	38,176	23,745	516	62,437
2018年度	38,745	25,173	920	64,838
2017年度	26,250	19,194	1,004	46,448

「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、意見・要望。

「苦情」…組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。

■組合員・お客さまの声の詳細

(件数)

申立内容による分類	感謝・評価		意見・要望		苦 情		合 計
	件 数	占有率	件 数	占有率	件 数	占有率	
お申込手続きに関するもの	649	1.7%	2,495	10.5%	31	6.0%	3,175
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	5,023	13.2%	7,504	31.6%	76	14.7%	12,603
共済金のお支払いに関するもの	1,102	2.9%	772	3.3%	233	45.2%	2,107
共済商品に関するもの	3,440	9.0%	3,771	15.9%	5	1.0%	7,216
対応に関するもの	24,584	64.4%	5,092	21.4%	94	18.2%	29,770
その他	3,378	8.8%	4,111	17.3%	77	14.9%	7,566
合 計	38,176	100.0%	23,745	100.0%	516	100.0%	62,437

2. 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」は、データベースに登録して共有を図るとともに、集約・分析を行います。「声」と職員の気づき（提案）にもとづき、「CS向上委員会」において、業務改善課題の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。「CS向上委員会」は、専務理事が委員長を務め、役員・各部門の責任者で構成しています。

2019年度は、組合員の皆さまによりご満足いただけるよう、マイページ登録の業務改善に取り組みました。

苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

こくみん共済 coop は、苦情対応マネジメントを適切に行っていることを明示し、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月26日に開催した全労済総会で自己適合宣言を行いました。こくみん共済 coop は、本宣言を契機に、これまで以上に「組合員・お客さまの声」を大切にし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上を図り、「組合員・お客さま満足」の向上をめざします。

苦情対応方針

基本理念

組合員から信頼され、選ばれるこくみん共済 coop をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

基本方針

1. 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
2. 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
4. 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
5. 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
6. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

I 組織と概要

1 こくみん共済 coop の組織

こくみん共済 coop は、「連合会」と「単一事業体」という2つの性格を持つ組織です。

1. 連合会としてのこくみん共済 coop

下表の58会員によって構成される連合会です。

2020年10月1日現在

都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	新潟県総合生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済
千葉労済	東京労済	神奈川労済	山梨労済生協	長野労済	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された 職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

交運共済生協	J P 共済生協	電通共済生協	教職員共済
森林労連共済	全たばこ生協	自治労共済	全水道共済

生協連合会=3会員

日本再共済連	日本生協連
コープ共済連	

2. 単一事業体としてのこくみん共済 coop

上記「都道府県の区域ごとに設立された労働者を主体とする」地域共済生協47会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、共済事

業、損益会計、機関・事務局運営を一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

2020年10月1日現在



※各窓口は、自賠責共済事業を実施するための自賠責共済事務所を設置しています。

2 機関および運営

■総会

総会は、当会の最高意思決定機関です。会員単位に代議員を選出し、運営します。

通常総会は、毎事業年度(6月～翌年5月末日)終了の日から3ヵ月以内(例年8月末)に開催します。また、臨時総会は必要な時に随時開催します。

■理事会

理事会は、当会の運営および業務の執行に関する重要事項を審議決定します。2ヵ月に1回または随時開催します。

■監事

監事は、理事の職務の執行を監査します。また、監査に関する業務の運営および監査の実効性の確保のために、すべての監事をもって監事会を組織しています。

〈役 員〉

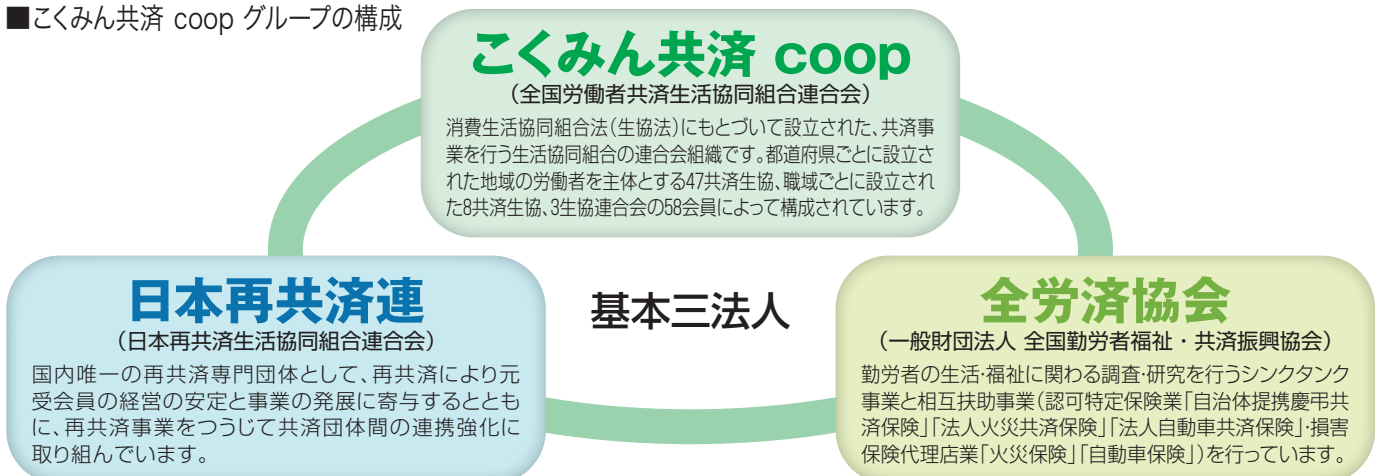
2020年10月1日現在

代表理事	理事長	廣田 政巳							
副 理 事	長	工藤 雅志	高須 則幸	岡山 伸	中山 久雄				
		高松 俊二	品川 浩二	有留 和雄					
代表理事	専務理事	崎田 弘							
常 務 理 事	理 事	阿野 豊	高橋 忠雄	濱田 毅司					
		大出 彰良	菅野 義雄	打越 秋一	金井 浩				
		瀧澤 武宏	元重 博志	村山 智彦	笠島 邦夫				
		川崎 正治	酒井 行雄	内匠 雅也	山崎 秀一				
		村田 正利	権藤 泰造	篠原 明	藤井 喜継				
		和田 寿昭	松岡 裕次	中澤 清孝	下田 祐二				
		唯根 妙子	宮地 朋果	相馬 直子					
常勤監事	監事長	豊島 敦海							
常勤監事	副監事長	依藤 弘志							
監 事	事	東 勝次	伊藤 好麿	山野内孝満	久保田由美子				

3 こくみん共済 coop グループおよび子会社の概要

こくみん共済 coop グループは基本三法人(こくみん共済 coop、日本再共済連、全労済協会)で構成されています。そのほかに、子会社が下表の事業を行っています。

■こくみん共済 coop グループの構成



名 称	主たる事務所の所在地	事業の内容
こくみん共済 coop (全国労働者共済生活協同組合連合会)	東京都渋谷区代々木2-12-10	各種共済の元受事業、受託事業
日本再共済連(日本再共済生活協同組合連合会)	東京都渋谷区代々木2-12-10 こくみん共済 coop 会館3F	再共済事業
全労済協会((財)全国勤労者福祉・共済振興協会)	東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿 5F	勤労者福祉の増進のためのシンクタンク事業、勤労者団体などの相互扶助のための事業

■子会社

名 称	主たる事務所の所在地	事業の内容
(株)全労済システムズ	東京都八王子市別所2-39-1 こくみん共済 coop 情報センター 4F	情報処理システムの開発、 情報処理システムの管理・運営
(株)全労済リブス	東京都府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	共済事業の保全業務
全労済アシスト(株)	大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	共済事業の保全業務・建物管理事業
(株)全労済ウィック	東京都新宿区西新宿7-20-8 こくみん共済 coop 東京会館	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、 介護サービス事業
(株)スペース・ゼロ(こくみん共済 coop ホール)	東京都渋谷区代々木2-12-10 こくみん共済 coop 会館内	ホール等文化教養施設の賃貸・保守・ 管理運営業務、広告宣伝に関する業務
(株)ゼスト	大阪府大阪市鶴見区横堤5-1-18	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、 訪問入浴サービス

Ⅱ

事業と経営の概況

※本章の数値は四捨五入して表記しています。

1 事業概況

1. 主要な業務の状況を示す指標

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	百万円	692,712	688,833	681,716	674,810	676,414
経常剰余金	百万円	81,865	84,154	91,353	62,378	71,555
基礎利益	億円	1,436	1,450	1,643	1,130	1,340
当期剰余金	百万円	24,520	27,762	33,669	12,059	18,311
出資金	百万円	181,732	182,240	182,247	183,494	183,494
出資口数	千口	18,173	18,224	18,225	18,349	18,349
純資産額	百万円	387,028	409,627	438,580	459,309	474,145
総資産額	百万円	3,613,564	3,718,728	3,813,119	3,856,559	3,900,942
責任準備金残高	百万円	2,937,158	3,005,067	3,064,588	3,077,009	3,112,547
貸付金残高	百万円	5,613	5,774	6,584	7,144	7,891
有価証券残高	百万円	2,603,142	2,600,621	2,616,654	2,640,264	2,664,045
剰余金の配当金額(注1)	百万円	—	21	41	4	8
常勤役員数(注2)	人	3,504	3,485	3,503	3,530	3,657
保有契約高	億円	7,649,906	7,598,280	7,583,152	7,594,825	7,672,198
支払余力比率(注3、注4)	%	1,590.8	1,661.2	1,768.1	1,810.1	1,990.9

(注1) 剰余金の配当金額は利用分量割戻金です。

(注2) 常勤役員数は他団体出向者を含んでいます。

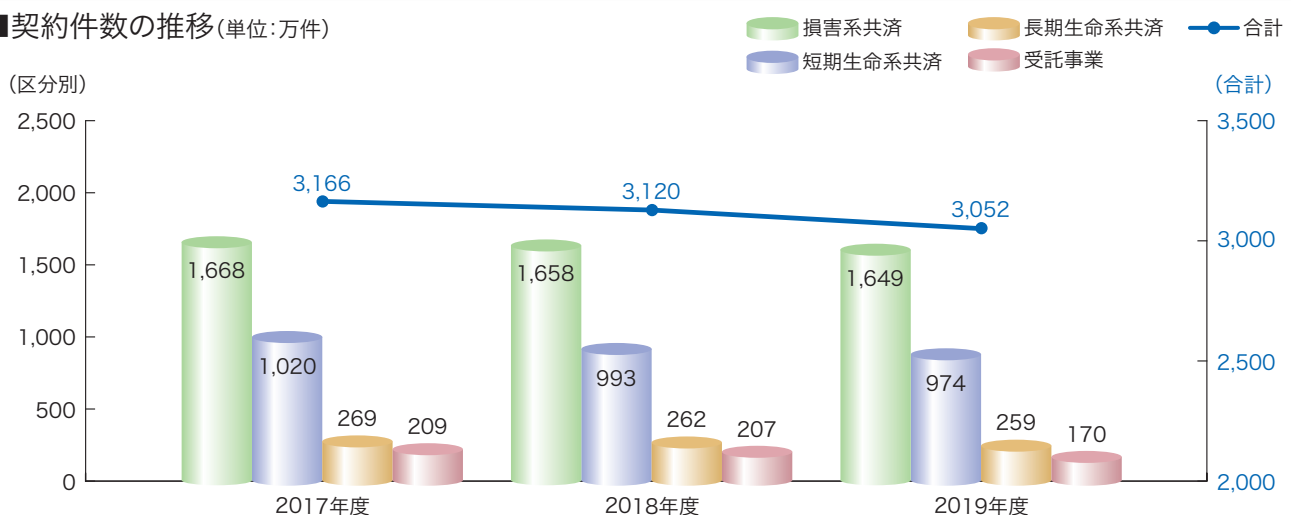
(注3) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(注4) 2018年度から、支払余力比率の算出基準の一部変更(第三分野共済の共済リスク相当額の新設)が行われており、2017年度以前とは基準が異なります。

2. 主な事業状況の推移

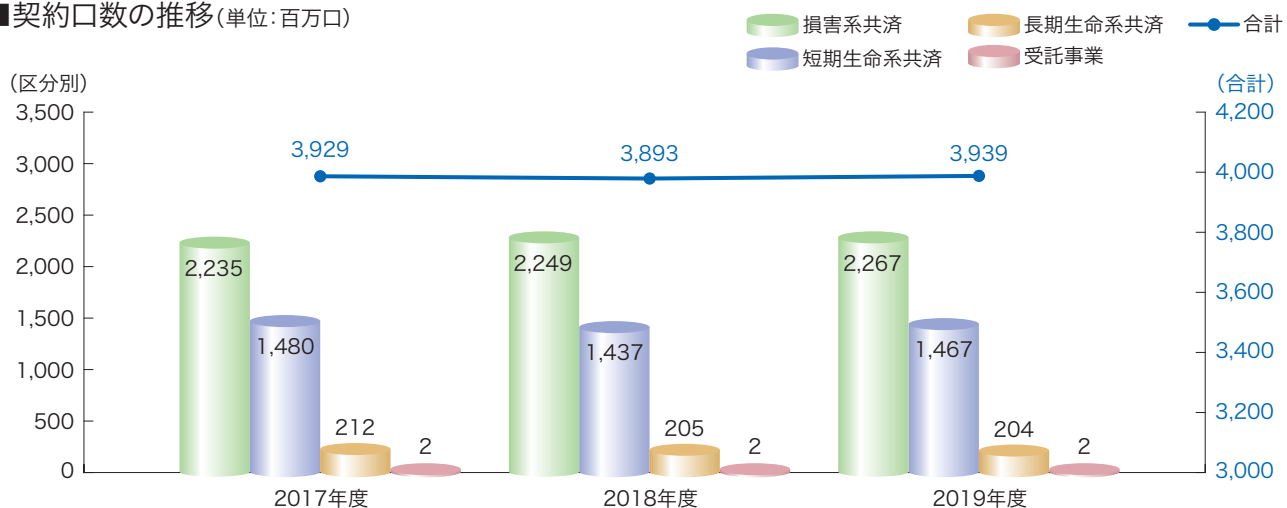
▶ 契約件数3,052万件

■ 契約件数の推移(単位:万件)



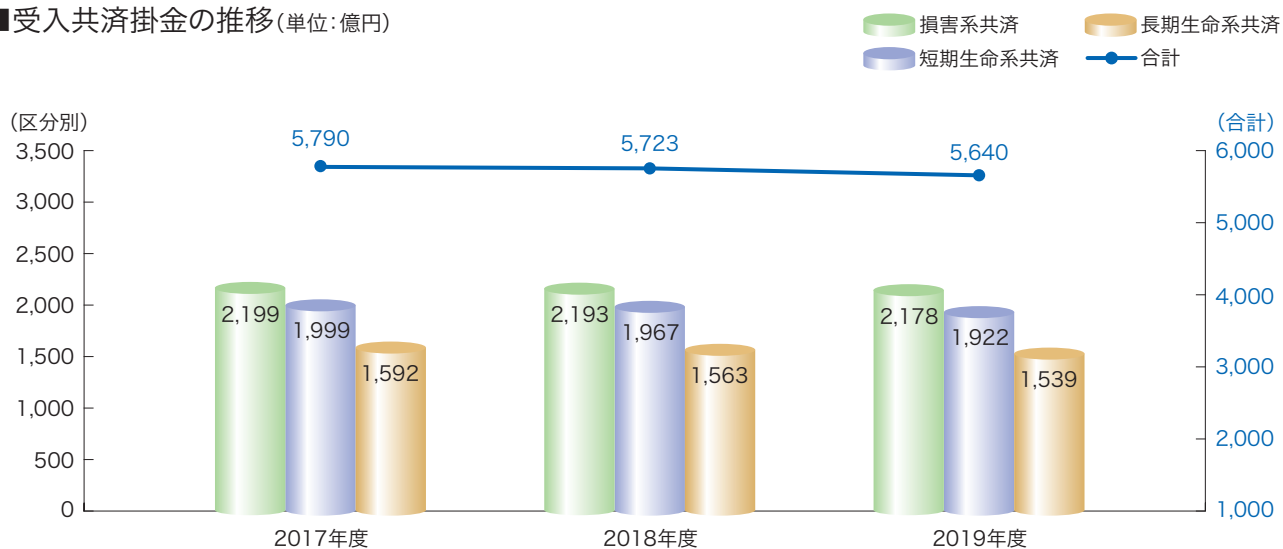
▶ 契約口数3,939百万口

■ 契約口数の推移(単位:百万口)



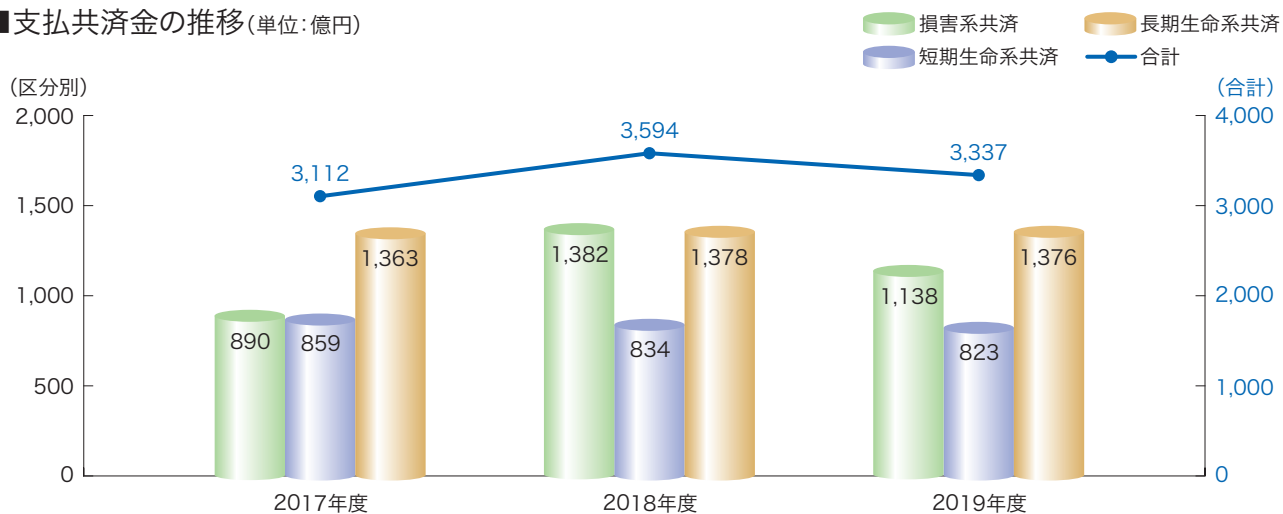
▶ 受入共済掛金5,640億円

■ 受入共済掛金の推移(単位:億円)



▶ 支払共済金3,337億円

■ 支払共済金の推移(単位:億円)



2 財務の概況

▶総資産3兆9,009億円 純資産4,741億円

総資産は、3兆9,009億円と前期より444億円増加しました。このうち運用資産は3兆5,303億円と前期より344億円増加し、運用資産比率（運用資産÷総資産）は90.5%となりました。

負債は、3兆4,268億円と前期より295億円増加しました。このうち、共済契約準備金は追加責任準備金などの積み立て

により3兆2,499億円と前期より259億円増加し、価格変動準備金は840億円と前期から85億円積み増しました。

純資産は、4,741億円と前期より148億円増加しました。このうち会員資本は、4,550億円と前期より183億円増加しました。

（単位：億円、％）

	2018年度		2019年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 現金及び預金	1,870	4.8	2,034	5.2	164
2. 金銭の信託	3,482	9.0	4,008	10.3	526
3. 金銭債権	1,897	4.9	1,325	3.4	△ 572
4. 有価証券	26,403	68.5	26,640	68.3	238
(1) 国債	16,296	42.3	17,487	44.8	1,191
(2) 地方債	2,684	7.0	2,508	6.4	△ 176
(3) 社債	7,104	18.4	6,378	16.4	△ 726
(4) その他	319	0.8	267	0.7	△ 52
5. 貸付金	71	0.2	79	0.2	7
6. 運用不動産	20	0.1	20	0.1	0
7. その他の運用資産	1,216	3.2	1,196	3.1	△ 21
運用資産 小計	34,959	90.6	35,303	90.5	344
8. 業務用固定資産	712	1.8	673	1.7	△ 39
9. 関係団体等出資金	65	0.2	65	0.2	0
10. 繰延税金資産	2,422	6.3	2,511	6.4	89
11. その他資産	408	1.1	457	1.2	49
資産合計	38,566	100.0	39,009	100.0	444

	2018年度		2019年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 共済契約準備金	32,240	83.6	32,499	83.3	259
(1) 支払備金	968	2.5	855	2.2	△ 112
(2) 責任準備金	30,770	79.8	31,125	79.8	355
(3) 割戻準備金	503	1.3	519	1.3	16
2. 引当金	232	0.6	224	0.6	△ 8
3. 価格変動準備金	755	2.0	840	2.2	85
4. その他負債	745	1.9	704	1.8	△ 41
負債合計	33,972	88.1	34,268	87.8	295
1. 会員資本	4,367	11.3	4,550	11.7	183
(1) 出資金	1,835	4.8	1,835	4.7	0
(2) 剰余金	2,532	6.6	2,715	7.0	183
① 法定準備金	651	1.7	676	1.7	24
② 任意積立金	1,504	3.9	1,611	4.1	107
③ 当期末処分剰余金	377	1.0	428	1.1	52
(うち当期剰余金)	121	0.3	183	0.5	63
2. 評価・換算差額等	226	0.6	191	0.5	△ 35
純資産合計	4,593	11.9	4,741	12.2	148
負債及び純資産合計	38,566	100.0	39,009	100.0	444

3 損益の概況

▶ 経常収益6,764億円 当期剰余金183億円

経常収益は、6,764億円となりました。このうち受入共済掛金は5,640億円となりました。

一方、経常費用は、6,049億円となりました。このうち支払共済金は3,337億円となりました。また、共済契約準備金繰入額は、追加責任準備金などの積み増しにより355億円を計上しました。

この結果、経常剰余金は、716億円となりました。

特別利益・特別損失では、特別損失として保有資産の将来の価格変動に備えるための価格変動準備金を85億円計上したほか、地震等災害見舞金などで1億円を計上しました。

法人税等・法人税等調整額、割戻準備金繰入後の当期剰余金は183億円となり、当期首繰越剰余金8億円および当期に取り崩した任意積立金237億円を加えた当期末処分剰余金は428億円となりました。

(単位: 億円、%)

科 目	2018年度	2019年度	増減額	増減率
経常収益	6,748	6,764	16	0.2
1. 共済掛金等収入	5,856	5,751	△ 106	△ 1.8
うち、受入共済掛金	5,723	5,640	△ 84	△ 1.5
うち、受入再共済金	118	99	△ 18	△ 15.6
2. 共済契約準備金戻入額	359	467	107	29.9
3. 資産運用収益	519	523	5	0.9
4. その他経常収益	14	24	9	67.2
経常費用	6,124	6,049	△ 76	△ 1.2
1. 共済金等支払額	4,518	4,284	△ 234	△ 5.2
うち、支払共済金	3,594	3,337	△ 258	△ 7.2
うち、支払再共済掛金	219	222	3	1.4
2. 共済契約準備金繰入額	222	355	134	60.4
3. 資産運用費用	18	16	△ 2	△ 12.4
4. 事業経費	1,363	1,390	27	2.0
5. その他経常費用	3	3	△ 0	△ 9.3
経常剰余金	624	716	92	14.7
特別利益・特別損失	△ 88	△ 88	1	—
税引前当期剰余金	535	628	93	17.3
法人税等・法人税等調整額	53	75	22	41.2
割戻準備金繰入額	362	370	8	2.3
当期剰余金	121	183	63	51.8
当期首繰越剰余金	23	8	△ 15	△ 64.7
任意積立金取崩額	233	237	4	1.7
当期末処分剰余金	377	428	52	13.7

4 剰余金処分

当期末処分剰余金428億円に対して剰余金処分額は、法定準備金37億円、利用分量割戻金0.1億円、任意積立金376億円の合計413億円を計上しました。次期繰越剰余金は、教育事業等繰越金を含め、15億円となりました。

(単位: 百万円)

1. 当期末処分剰余金	42,839
2. 剰余金処分額	41,313
(1) 法定準備金	3,663
(2) 利用分量割戻金	8
(3) 任意積立金	37,642
3. 次期繰越剰余金	1,526

5 資産運用の状況

1. 資産運用方針

共済掛金は、将来の共済金などの支払いに備え、堅実な資産運用を基本として運用しています。

長期共済などの資金を運用するにあたっては、公社債を中心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また、

総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

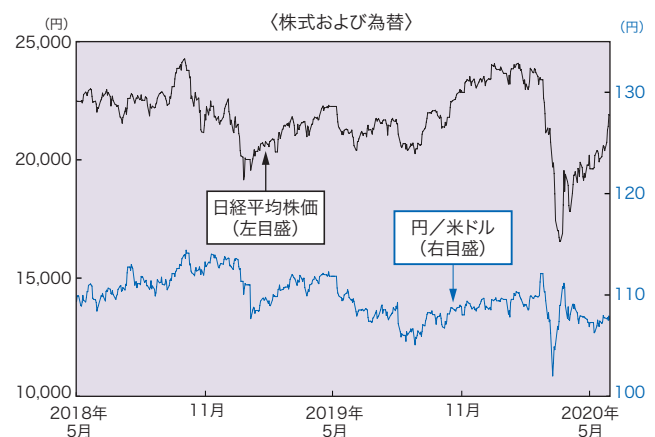
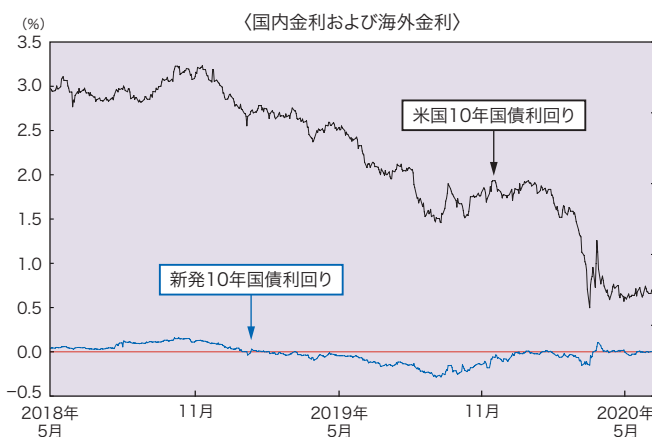
●ESGへの取り組み

共済掛金を運用するにあたり、環境を含む企業の社会的責任に配慮した資産運用を行うことに努めています。2019年度は、資金調達目的が環境および社会開発のための事業に限定された債券等を取得したほか、風力発電および太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設ならびに付随施設を運用対象とするインフラファンドへの投資を実施しました。

(注) ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)を意味します。

2. 運用環境

	2018年度末	2019年度末	前年度末比
新発10年国債利回り	△ 0.10%	0.01%	0.11P
米国10年国債利回り	2.14%	0.64%	△ 1.50P
日経平均株価	20,601円	21,878円	1,277円
円/米ドル	109.36円	107.53円	△ 1.83円



3. 資産運用概況

▶ 運用資産3兆5,303億円

(単位: 億円、%)

	2018年度末		2019年度末		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
現預金	1,870	5.3	2,034	5.8	164
金銭債権	1,897	5.4	1,325	3.8	△ 572
有価証券・金銭の信託	29,885	85.5	30,649	86.8	764
公社債	26,173	74.9	26,447	74.9	274
株式	10	0.0	10	0.0	0
外国証券	3,002	8.6	3,043	8.6	41
その他の証券	700	2.0	1,150	3.3	450
長期貸付金	71	0.2	79	0.2	7
運用不動産	20	0.1	20	0.1	0
その他の運用資産	1,216	3.5	1,196	3.4	△ 21
運用資産 合計	34,959	100.0	35,303	100.0	344

▶ 資産運用純益507億円 運用利回り1.46%

(単位: 億円、%)

	2018年度	2019年度	増減
資産運用純益	500	507	7
運用利回り	1.46	1.46	—

6

健全性を表す指標

▶修正自己資本9,818億円 修正自己資本比率25.2%

自己資本が145億円増加したことに加え、価格変動準備金や異常危険準備金の増加により、修正自己資本は前期比366億円増加し9,818億円、修正自己資本比率は25.2%となりました。

(単位:億円)

摘 要	2018年度		2019年度		増 減
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額
自己資本	4,587	11.9%	4,732	12.1%	145
異常危険準備金	4,109	10.7%	4,245	10.9%	136
価格変動準備金	755	2.0%	840	2.2%	85
合計	9,452	24.5%	9,818	25.2%	366
総資産額	38,566	—	39,009	—	444

▶基礎利益1,340億円

費差益は5億円、利差損は9億円、危険差益は1,344億円となり、基礎利益は前期比211億円増加して、1,340億円となりました。

(単位:億円)

摘 要	2018年度	2019年度	増 減
基礎利益	1,130	1,340	211
費差損益	5	5	1
利差損益	△17	△9	8
危険差損益	1,142	1,344	202

(注) 基礎利益は、経常剰余金から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

▶支払余力比率1,990.9%

リスクの合計額が、50億円減少したことに加え、純資産の増加や追加責任準備金の積立等により支払余力総額が744億円増加したため、支払余力比率は前期比180.7ポイント上昇し、1,990.9%となりました。

(単位:億円)

摘 要	2018年度	2019年度	増 減
支払余力総額(A)	12,451	13,195	744
リスクの合計額(B)	1,376	1,326	△50
支払余力比率 (A)÷[(B)×(1/2)]×100	1,810.1%	1,990.9%	180.7P

(注1) 消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規程にもとづいて算出しています。

(注2) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

▶実質純資産額1兆7,673億円 実質純資産比率45.3%

実質純資産額は、自己資本や資本性を有する諸準備金の積み増しを行ったことなどから、前期比7億円増加して、1兆7,673億円となりました。

(単位:億円)

摘 要	2018年度	2019年度	増 減
実質純資産額	17,666	17,673	7
実質純資産比率	45.8%	45.3%	△0.5P

(注) 実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

7

責任準備金・自己資本積立計画の達成状況

New-Zetworkにおける責任準備金・自己資本積立計画の2021年度末の積立額目標である1兆4,700億円に対する積立額は1兆3,526億円となり、積立率は92.0%となりました。

8 総合的なリスク管理 一組合員の信頼と負託に応える管理領域における取り組み一

保障事業を取り巻くリスクは日々、多様化・複雑化してきており、公共性の高い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切に管理することは重要な課題です。こくみん共済 coop は、総合的なリスク管理に関する3つの領域（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）について、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携を図りながら管理を行っています。

1. 危機管理領域における取り組み:大規模災害などの非常事態における対応

当会は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火などの自然災害および大火などの非常災害に対する、事前、災害発生時および通常業務体制で処理できない異常時などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い大規模地震・自然災害などについて、当会の重要業務を中断させないためのリソース、各業務の目標復旧時間の設定などをとりまとめています。

また、首都直下地震の発災を想定し、こくみん共済 coop 会館などの機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手

順をまとめた、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しています。

〈被災組合員への対応〉

当会では、大規模な自然災害や広域災害について、事前の対策、災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱いなどについて「大規模災害時被災者対応規程・細則」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

2. 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

こくみん共済 coop は、組合員に対し保障と安心を将来にわたり確実に提供し続けることを目的に、業務の適切性、財務の健全性の確保および収益性の向上に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

リスク管理に関する基本的な考え方を「経営リスク管理基本方針」として定め、方針にもとづき「統合的リスク管理」と「個別リスク管理」を実施しています。

●統合的リスク管理

事業全体のリスク、資本、収益を統合的に管理し、財務の健全性確保と収益性向上のため「統合的リスク管理（ERM）方針」「統合的リスク管理（ERM）規程」を定めています。

リスクを統合的に管理する部門としてERM推進部門を設置し、個別リスクを管理している経営リスク統括部門と連携し、リスクの統合的管理を実践しています。

また、組織内部に「ERM委員会」を設け、委員会における協議をもとに“どのようなリスクをどのように取っていくか”を規定した「リスク選好方針」を定め、その方針が中期経営政策や年度事業計画へ反映されています。

●個別リスク管理

リスクの種類ごとに「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を定め、体系的に整備し、リスクの情報およびリスク管理状況を管理しています。

(1) 共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

当会は、共済数理、法務および医学などの専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震などの自然災害に関するリスクについては、定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険などによる対応を行っています。

〈再共済（再保険）について〉

共済引受リスクのリスク回避手段の一つとして再共済（再保険）を活用しています。

出再・受再方針については、「保有限度額・出再方針に関する基準」および「受再方針に関する基準」にそって策定しており、共済リスクの特性などを考慮し、収支の安定化、出再コストおよび将来の経営の健全性の維持などを総合的に考慮し保有額・出再額を決めています。

再共済（再保険）カバーは、再共済・再保険に関する債務の不履行のおそれがないように財務状況などを踏まえ、日本再共済連および国内の再保険会社を中心に調達しています。

主な集積リスクである地震災害リスクおよび台風災害リスクについては、自然災害リスクの特性を踏まえ主に超過損害額方式（1災害につき一定額を超過した損害額の一部を出再によりカバーする方式）により出再しており、その保有額・出再額は、リスクモデルなどによる大規模災害の定量評価にもとづき、出再コスト、異常危険準備金の積立水準、大規模災害発生時の収支への影響などを考慮して決めています。

(2) 資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスクなどが顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、当会は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

(3) 資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクとい

います。

当会は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

(4) 事務リスク管理

日常の業務において役職員などが正確な事務・業務を怠る（事務過誤）、あるいは事故・不正などを起こすこと（不祥事）により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

当会は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアルなどの整備を行い、そのために準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

(5) システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動などのシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

当会は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢を構築しています。

また、システム不備および不正使用、サイバー攻撃といった課題に対し、各種セキュリティ対策を実施するとともに、マニュアルなどによる適切な業務の徹底および役職員への教育研修を進め、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

なお、内部監査や監督省庁の監督・検査などにより、客観的な視点からシステムリスク管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているかなどの評価を受け、適切なシステムリスク管理態勢の構築に向けての取り組みも進めています。

3. 消費生活協同組合法第50条の12第1項第1号の確認(第三分野共済の共済契約に係るものに限る。)の合理性および妥当性

(1) 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野共済の共済契約について、第三分野共済の負債十分性テスト・ストレステストを法令および内部規程にもとづき実施し、共済事故の予定発生率が将来の共済事故発生率を十分にカバーし、責任準備金が適切に積み立てられていることを確認しています。

(2) 負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

第三分野共済の負債十分性テスト・ストレステストに使用する契約高、契約区分および計算基礎率などについては、

法令および内部規程にもとづき設定しています。特に、危険発生率は、契約区分ごとに、当会における共済事故発生率の実績をもとに、将来における年齢構成や共済事故発生率の変化および不確実性を考慮した設定となっており、合理的かつ妥当なものとなっています。

(3) 負債十分性テスト・ストレステストの結果

第三分野共済のストレステストの結果、第三分野共済のストレステストに係る異常危険準備金の積立は発生しませんでした。その結果、負債十分性テストによる事後検証の対象となる契約区分はありませんでした。

4. コンプライアンス領域における取り組み:事業の前提としてのコンプライアンスを徹底

(1) コンプライアンスへの取り組み

こくみん共済 coop は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則などを遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体としてコンプライアンスの組織風土の醸成を図っています。

共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に運営し、社会的責任を果たしていくことが重要な課題です。

当会では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、内部のリスクを早期に発見し、適正に措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「ヘルプライン制度」の運用を2006年4月

に開始しました。

2007年6月には、当会の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を展開していくための指針として、「コンプライアンス基本方針」および「役職員行動基準」を定め、2010年4月には「コンプライアンス規程」を定めました。

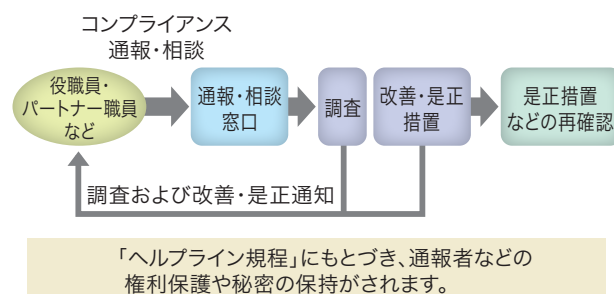
組合員・お客さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

(2) ヘルプライン制度

ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。コンプライアンス経営の健全性向上を図り、社会的信頼に応えていくことを目的とし、次の課題の達成を目指しています。

- ①組織的または個人的な法令違反や不正行為などの情報を収集する仕組みを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、自らその改善、是正を図る。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④コンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備を図る。

■制度の基本的な流れ



(3) 個人情報の保護

組合員・お客さまに安心して各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいます。

当会は、2005年4月の個人情報保護法の施行に伴い「個人情報保護方針」、および「個人情報保護規程」を定めました。また、2016年1月のマイナンバー制度の開始に伴い「個人情報保護方針」を「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」に改正し、新たに「特定個人情報保護規程」を定めました。当会ではこれらの方針・規程などにもとづき、組合員・お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置などの強化に向けた自主的な取り組みを進めています。

①組合員・お客さまの個人情報の取り扱い

「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」を、ホームページ上で公表するとともに、ショップ窓口などにおいては組合員・お客さまの目に触れやすい場所に掲示して、組合員・お客さまの個人情報の取り扱いの周知に努めています。

②個人情報保護の責任体制

組合員・お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任

体制は、「個人情報保護規程」にもとづき次のように整えています。

ア) 個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を負うものとします。

イ) 本部・統括本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。

ウ) 個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

③個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設などへの物理的な対策、役職員の教育など人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的に進めています。

(4) 反社会的勢力への対応

こくみん共済 coop は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

▶▶▶▶▶▶▶ 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針 ◀◀◀◀◀◀◀◀

①組織として対応します。

反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

②外部専門機関と連携します。

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

③取引を含めた一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢力であると知らずに関係を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で速やか

に関係を解消します。

④有事における民事と刑事の法的対応を行います。

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

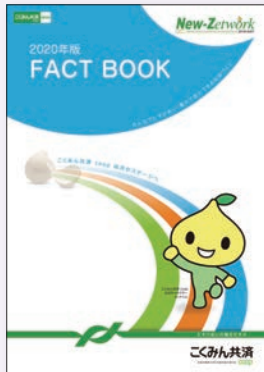
⑤裏取引や資金提供は絶対に行わない。

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対行いません。

9 情報開示

こくみん共済 coop は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。「こくみん共済 coop ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項を掲載しています。

これらの資料以外にも、各統括本部、会員単協では数多くの情報紙（誌）を発行しています。



こくみん共済 coop ファクトブック
年1回
報道機関・ファイナンシャルプランナー等の
 Opiniオンリーダー向けに発行



こくみん共済 coop ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



Annual Report
(英文／年次報告書)
年1回
海外向けに発行



セイフティ・ファミリー
組合員向けに発行



News Release
随時(2019年度は30回)
報道機関向けに発行



機関誌「こくみん共済 coop」
年2回
協力団体向けに発行



社会活動レポート
年1回
協力団体等向けに発行



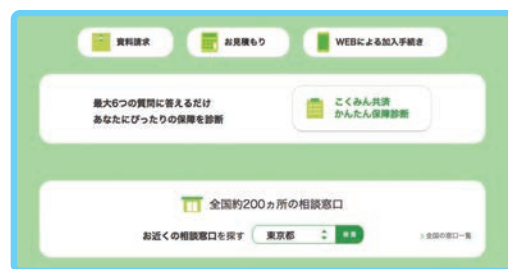
「組合員・お客さまの声」報告書
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



**SNS (LINE、Twitter)
公式アカウント**

■ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

ホームページでは、当会からのお知らせの掲載や、暮らしの安心に寄り添うコンテンツなど情報発信の充実に努めています。その他にも、共済商品の案内や掛金見積もり、申込手続き、また共済金請求や住所変更の受け付けなどを行っています。



資料請求や掛金見積もり、申込手続きができます。
お近くの窓口の検索も可能です。

■組合員の皆さま

- 共済金請求
共済金のご請求手続きができます。
- 各種お手続き
各種お手続きの方法を紹介しています。
住所・電話番号の変更はWEBでお手続き可能です。
- マイページ
ご契約内容の確認がいつでもできます。

また、ホームページではお役立ち情報など、以下のコンテンツをご用意しています。

●あんしんのタネ

<https://www.zenrosai.coop/anshin>

暮らしの中にあるさまざまな不安や疑問を安心に変え、心や生活を豊かにする“タネ”をお届けしています。



●こどもの成長応援プロジェクト

<https://www.zenrosai.coop/anshin/kenko>

子どもたちがすこやかに育ち、たすけあいの気持ちを次の社会につないでいく。未来へ向けた新しい取り組みです。



●7才の交通安全プロジェクト

<https://www.zenrosai.coop/anshin/7pj>

未来ある子どもたちを、みんなで事故から守っていくための情報や活動を紹介します。



●みんなの防災

<https://www.zenrosai.coop/stories/bousai>

いつ起こるか分からない災害に対して、防災・減災のためにできることを紹介しています。



●ピットくんの森

<https://www.zenrosai.coop/stories/pit>

ピットくんの森ではピットくんと遊べるコンテンツのほか、さまざまなダウンロードコンテンツをご用意しています。



●ENJOY たすけあい

<https://www.zenrosai.coop/e-tasukeai>

「たすけあい」をもっと気軽に楽しいものにしたいという思いのもと、「たすけあいを楽しむためのヒント」やたすけあいコラムを発信しています。



Ⅲ 事業活動

たすけあいの仕組み「共済」を通じ、組合員とそこそご家族の暮らしの安心をトータルにサポートするため、「人」「住まい」「くるま」の保障分野にわたり、生活全般のリスクへの備えを提供しています。

1 共済商品の特長

※各商品の詳細については、最寄りの窓口またはホームページなどでご確認ください。



人の保障

当会が提供している遺族保障、医療保障、障がい・介護保障、老後保障の商品の特長を、個人向け共済と団体向け共済に分けて紹介します。

(1) 個人向け共済

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済
熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済
終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 当会が提案する「保障設計」の考え方にもとづき、0歳のお子さまからシニアの方まで、年齢や保障目的に合ったタイプをご用意しています。
- 各タイプの組み合わせで幅広いニーズにお応えすることで、一人一人に合ったムリのない必要な保障を実現します。
- 『こども保障タイプ』は、お子さまの保障に加え、育児の悩みから学習相談までサポートする「こども相談室」が利用できる、子育て世帯を応援するタイプです。
- 『終身医療保障 引受基準緩和タイプ』は、引受基準の緩和により、持病や既往症のある方でも簡単な告知でお申し込みいただけるタイプです。

▼ 備えたいリスクに合わせて、ラインアップから充実の保障を選べます。



お子さまの保障

こども保障タイプ

こども保障
満期金付タイプ

こども保障タイプご加入者さま専用サービス

相談
無料

こくみん共済
こども相談室



医療費の備え

医療保障タイプ

がん保障
プラス

終身医療保障タイプ

終身医療保障

引受基準緩和タイプ



自分や家族のために

総合保障タイプ



65歳からの備え

シニア総合保障タイプ

シニア医療保障タイプ



けがや賠償のリスクに

傷害タイプ

傷害Wタイプ

個人賠償プラス

総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済

終身 医療プラン

定期 医療プラン



特長

- 終身型と定期型(5年・10年)があります。
- 入院・手術や先進医療の保障はもちろん、リスクの高い三大疾病(急性心筋梗塞・脳卒中・がん)や、女性特有の病気にも備えられます。また、入院・手術などに絞ったシンプルなプランや、介護保障もご用意しています。

〈終身医療プラン〉

- 一生涯続く保障を5つのタイプから選べるプランです。必要な備えに応じて単独でも、組み合わせても加入できます。

〈定期医療プラン〉

- 基本保障に特約を組み合わせることで、一人一人に合った保障を実現する自由度の高いプランです。

終身 引受基準緩和型プラン



特長

- 年齢とともに高まる疾病リスクに備える終身型の医療保障です。
- これまで健康上の理由で共済加入をあきらめていた方も、引受基準の緩和により簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 不慮の事故で所定の障がいの状態になったとき掛金の払い込みは免除され、そのまま一生涯保障が続きます。

せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 終身型と定期型(5年・10年)があります。
- リビングニーズ特則が利用できます。

〈終身生命プラン〉

- 一生涯保障が続き、更新による掛金のアップはありません。
- 病気などの死亡保障として、最高2,000万円まで選べます。
- 介護費用に備える『介護タイプ』もご用意しています。

〈定期生命プラン〉

- 病気などによる死亡保障として、最高3,000万円まで選べます。

ねんきん共済

個人年金共済

特長

- 老後の年金保障に死亡保障がついた共済制度で、最高年額は90万円です。
- 確定年金と終身年金の2種類あり、暮らしの変化に合わせた自由な設計ができます。
- 公的年金の受給開始までの備えとして活用できます(確定年金)。
- 個人年金保険料控除の対象になります(税制適格タイプ)。

(2) 団体向け共済

団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 団体としてまとまって加入し、死亡、障がい、医療などの万一に備えるための、団体の構成員が相互にたすけあう共済制度です。
- 最高5,000万円の死亡・重度障がい保障(基本契約)をベースに、団体ごとに病気入院特約や傷害特約などの特約を付帯できます。
- 同じ団体に所属している構成員なら、年齢や性別にかかわらず掛金は同じです(団体の口数平均年齢で掛金が決まります)。
(注)年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群別掛金の仕組みもあります。
- 団体の構成員と一緒に配偶者とお子さまも加入でき、家族ぐるみで、大きな安心が得られます。

新離職者団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の共済制度です。満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入でき、最高満80歳まで更新できます。
- 契約は1年ごとの自動更新です。
(注)満71歳の更新日に保障内容・掛金が変わります。
- 死亡・重度障がい(基本契約)は、最高500万円まで、入院(災害入院特約・病気入院特約)は、1日あたり最高5,000円まで保障します。

新団体年金共済

新団体年金共済

特長

- 団体でまとまって加入し、無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。
- 積立方法が自由で、月払い、半年払い、年払いをベースに、ライフサイクルに合わせて掛金額の増減、随時払いが活用できます。
- 積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受取時に医療保障、介護保障、遺族保障、年金での受け取りの中から保障を選択(年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります)できるプランがあります。

慶弔共済

総合(慶弔)共済

特長

- 労働組合などの団体の構成員全員で加入し、加入者やご家族の慶弔の際に、見舞金や祝金をお支払いする共済制度です。
- いろいろな型をご用意。団体のニーズに合わせて選択できます。
- 型ごとに10口まで加入できます。



住まいの保障

「住まいの共済」は火災共済と自然災害共済をあわせた保障です。また、エコ住宅にお住まいの方には、エコ住宅専用のプランがあります。

住まいの共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済
自然災害共済・個人賠償責任共済



特長

火災共済

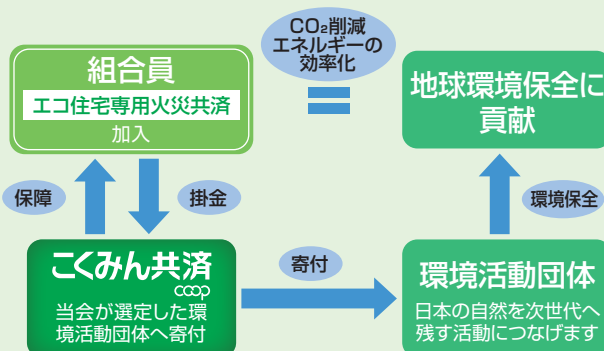
- 火災はもちろん、落雷や他人の住居からの水ぬれや風水害まで、幅広く保障します。
- 最高保障額は、住宅4,000万円、家財2,000万円。住宅・家財合わせて6,000万円の大型保障です。
- 70%以上の焼破損は全焼損扱いとする保障内容です。
- 火災などのときは、再取得価額（被害にあったものと同程度のものを取得するために必要な額として当会が定めた額）を基準に保障します。
- マンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。
- 建物の柱の材質（木質など、鉄骨造、コンクリート造）、所在地などにより加入基準が設定されています。
- 「住宅+家財」「住宅のみ」「家財のみ」の3つのパターンで加入できます。
- 1口あたりの掛金は全国一律です。

エコ住宅専用プラン



エコ住宅専用 住まいの共済

- 火災共済の掛金を割引した地球環境にやさしいプランです。
- オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プランです。



特長

自然災害共済

- 風水害から地震、盗難、傷害まで、幅広く、きめ細かく保障されます。
- 自然災害共済は、火災共済に付帯する保障プランです。大型タイプ・標準タイプのいずれかをお選びください。
- 風水害の被害で大型タイプの最高保障額は4,200万円です。
- 地震、津波、噴火などによる損壊・焼損の被害で大型タイプの最高保障額は1,800万円です。
- マンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。

特長

個人賠償責任共済

- ご自身やご家族が法律上の賠償責任を負ったときに保障されます。
- 火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。
- 支払限度額は最高3億円です。



くるまの補償

マイカー共済

自動車総合補償共済



特長

- 無事故割引等級は最大22等級・割引率は最高64%と、安全運転を続ける優良ドライバーに有利です。
- 新車割引や、運転者年齢条件35歳以上補償があります。
- 人身傷害補償は過失割合にかかわらず、契約補償額の範囲内で当会の基準による実損害額で補償します。
- 車両損害補償も内容充実。一般補償に付随諸費用補償を付帯すると、代車費用や身の回り品等の損害を補償します。
- 事故時には、24時間・365日の事故受付体制。専任スタッフが適切なサポートをいたします。事故受付後は、全国ネットのマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉を行いますので安心です。
- ドライブ中のアクシデントや故障時の対応として、マイカー共済ロードサービスをご用意しています(サービスのご利用には一部制限があります)。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済



特長

- 自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)により、すべての自動車に加入が義務づけられています。
- 当会の各窓口や自動車分解整備事業者共済代理店で、お手続きいただけます。

交通災害共済

交通災害共済

特長

- 交通事故に備える共済制度です。
- 年齢、健康状態にかかわらず加入でき、共済期間は1年です。
- 交通事故による最高600万円の死亡保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障があります。
- 6種類の型があります(都道府県により、ご加入いただけない型があります)。

2 組合員向けサービス

1. SFサービス(セイフティ・ファミリーサービス)

当会は、共済を通じてだけでなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしに役立つサービスを展開しています。全国約1,000店(2020年7月1日現在)と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮

らしを取り巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスについて、組合員だけの特別割引や特典などがご利用いただける「SFサービス(セイフティ・ファミリーサービス)」を提供しています。パソコン、スマートフォンからクーポンを取得できます。

2. 組合員(ご契約者)専用「マイページサービス」

組合員専用の「マイページサービス」にご登録いただければ、24時間いつでもご契約内容の確認などができます。スマートフォンにも対応しています。

※ご利用には、登録専用ページにて事前のお手続きが必要

です(2020年6月にリニューアルし、お手続きが簡単になりました)。

※ご契約内容や所属している団体によってはご利用いただけない場合があります。

■ご契約一覧ページ



■組合員特典ページ



主なサービスの内容

- 1 ご契約内容の確認**
ご契約内容や保障額の合計などをご確認いただけます。
- 2 各種お手続き**
住所や口座の変更や、共済掛金払込証明書(保険料控除申告用)の再発行申請ができます。
- 3 こくみん共済の加入申込手続き**
ご契約者本人の加入申込手続き(新規・追加・変更)ができます。
- 4 こくみん共済 coop からのお知らせ**
個人向けのお知らせや組合員の皆さま全体に向けたお知らせなど、さまざまな情報をご確認いただけます。
- 5 組合員特典サービス**
お得なクーポンやサービス情報などをご確認いただけます。

3. 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「総合医療共済」「せいめい共済」「ねんきん共済」「いきいき応援」「終身共済」含む)に加入いただいている方を対象

に、日常生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽に相談いただける電話相談サービスを実施しています。

■電話相談サービス

①健康相談

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

②育児相談

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

③介護相談

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、看護師・ケアマネージャーがお答えします。

24時間
365日

④年金相談

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

週3回
当日
予約制

⑤税務相談

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

週1回
当日
予約制

⑥法律相談

一般的な法律相談について、弁護士がお答えします。

■電話による情報提供サービス

①全国の医療機関情報

ご希望地域の病院や診療所の情報を提供します(直接紹介や医療診断は行いません)。

②介護施設情報

ご希望地域の介護事業所などの情報を提供します(直接紹介は行いません)。

24時間
365日

※「ほっとあんしんコール」の受付電話番号は、ご加入後、契約証書の送付時にご案内します。

3

生活保障設計運動の展開

こくみん共済coopは、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員の将来の生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社任せにするのではなく、組合員一人一人がどのように生きていくか、何が必要かを考え、組合員自らがその設計を行っていかねばならないと考えます。

当会では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案を進めています。

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計（保障計画＋資金計画）に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かな暮らし」を実現する取り組みを、当会では「生活保障設計運動」と呼んでいます。

(2) 生活保障プランナーの養成

職域の協力団体（労働組合や共済会）においては、「生活保障設計運動」が福祉活動の柱として積極的に展開されています。

当会では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々（組合執行部・福利厚生担当者）を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を生かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。2004年8月に全国展開がスタートし、プランナー修了者は全国で21,874名となっています（2020年5月末現在）。

生涯生活保障設計運動

生涯にわたる信頼関係の実現と持続的な事業活用

生活保障設計運動

生活設計（保障計画・資金計画）の提案

保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減



「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートしたこくみん共済coop認定のライセンスです。具体的には、公的なFP（ファイナンシャル・プランナー）資格を持った当会職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行っています。

講座は、標準講座（8時間）と基本講座（2時間）を用意しています。

4

保障の考え方

■こくみん共済coopでは、自分と家族を取り巻くリスクに対する備え（＝保障）全体を認識することにより、保障の充実と家計支出の軽減を図ることを進めています。

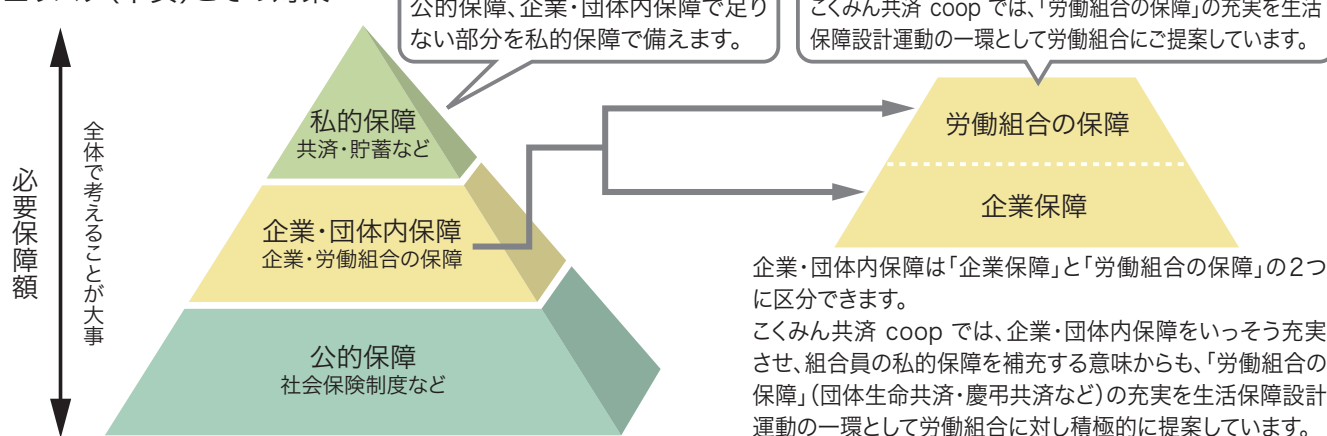
[公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう]

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障（共済や貯蓄など）」だけで補おうとするのではなく、「公的保障」・「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障額を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度の仕組みと保障内容を知り、それでも足りない部分を「私的保障」で備えること

です。

当会が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリ・ムラ・ムダのない「最適な保障」を準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることを目指しています。

■リスク（不安）とその対策



33

6 共済金支払いまでの流れ

共済金の請求は、共済契約者、被共済者または共済金受取人からの共済事故発生の連絡（受け付け）に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いを進めます。なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。



人の保障

共済金センター
☎0120-580-699
受付時間 平日・土曜9:00～17:00*
(日曜・休日・年末年始はお休み)

こくみん共済・総合医療共済・せいめい共済など

病気・けがによるご請求

病気やけがによる、共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

病気やけがでの
入院

病気やけがでの
手術

死亡

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前にご用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 こくみん共済 coop へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

病気やけがの状況などをご連絡ください。
ご連絡いただきました内容を元に、共済事故の受付処理を行います。
処理が完了次第、共済金のご請求に必要な書類などをお送りします。

step 3 書類の記入と提出

当会よりお送りした書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
※ご請求に必要な書類は、傷病の原因や状況により異なります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、当会で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

*新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、お電話でのご相談について、当面の間、受付時間を変更しております。



住まいの保障

住宅損害受付センター
☎0120-131-459
受付時間 24時間365日

住まいる共済（火災共済・自然災害共済）

火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害などにより、住宅被害を受けた場合の共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

火災

落雷

暴風雨

降ひょう

地震

盗難

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前にご用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 こくみん共済 coop へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

被害状況などをご連絡ください。

step 3 被害状況の確認（こくみん共済 coop）

原則として、担当者が直接被害状況などを調査します。その際に、立会いをお願いすることがあります。

step 4 書類の記入と提出

当会よりお渡した書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
消防署が発行する罹災証明書などの添付書類が必要となることがあります。

step 5 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、当会で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



くるまの補償

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
受付時間 24時間365日

マイカー共済など

自動車事故によるご請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求の手続きについてご案内します。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

※必ず事前にお近くの警察に事故の届け出をしてください。

step 2 こくみん共済 coop へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

step 3 事故対応

ご自身の損害や相手方への対応について具体的に打ち合わせします。
共済金を請求いただく書類の提出が必要となることがあります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類と合意された内容にもとづき、当会で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

1. マイカー共済のサービス

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国76カ所の損調サービスセンター・サービスオフィスに約800名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、24時間※365日の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00～21:00のみの対応。

マイカー共済 ロードサービス

ドライブ中のアクシデントや故障時の備えとして、マイカー共済ロードサービスをご用意しています(サービスの利用には一部制限があります)。

- ・自力走行不能場合のレッカー搬送
- ・30分以内の路上クイックサービス(一部有料)
- ・燃料切れ時ガソリンなどお届けサービス(1共済契約期間1回のみ、10Lまで無料)
- ・脱輪・落輪等引き上げサービス(一部有料)

☎0120-889-376

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

24時間 コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

☎0120-889-376

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

交通事故証明書 取得サービス

共済金の請求に伴う「交通事故証明書」の取得は、こくみん共済 coop が代行します。

2. マイカー共済の事故時の対応

事故発生時

事故受付

事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

☎0120-0889-24※

※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。
IP電話等、ご利用いただけない場合は、03-6628-4600(有料)までお願いします。

現場急行

現場急行サービス(24時間365日)

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請(一定要件にもとづく)があれば当会が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、サポートします。

事故初期
対応

土・日・祝日(9:00～21:00※)もサポート

※19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応を電話等でサポートします。

示談交渉

示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

事故後の
フォロー

自動車事故等の相談サービス

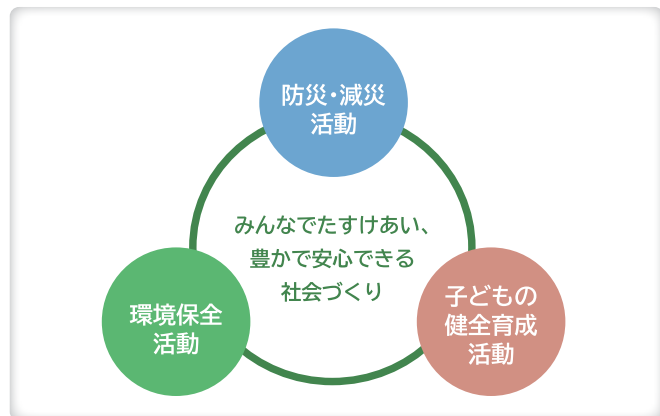
「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

☎0120-8740-16

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
9:00～21:00 365日受付

7 社会活動

こくみん共済 coop は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され継続するために、「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」を重点分野と位置づけ、セーフティーネットづくりに向けて地域のさまざまな課題に取り組んでいます。



(1) 防災・減災活動～ぼうさいカフェの開催～

ぼうさいカフェは、内閣府が防災知識普及モデル事業として、社会全体の防災力向上や国民の防災意識を高めることを推進している取り組みです。当会はこの「ぼうさいカフェ」を2008年2月から実施しており、2019年度までのべ443回実施しています。

(2) 環境保全活動～環境活動団体への寄付～

社会貢献付 エコ住宅専用 住まいの共済は、社会に役立つ共済商品として、契約状況および毎年の決算実績に応じて環境活動団体へ寄付する共済です。

通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になる社会にも組合員にも優しい共済商品です。

2019年度は、環境活動を展開する3団体に、総額2,200万円を寄付しました。

(3) 子どもの健全育成活動

① 7才の交通安全プロジェクト

「未来ある子どもたちを交通事故から守りたい」という思いで、歩行中の交通事故が多い7才児を中心に、子どもたちを交通事故から守る取り組みを進めています。

【プロジェクトの展開内容】

◆マイカー共済見積もり1件につき1本の横断旗を全国の児童館などに寄贈(2019年度は約8.5万本、累計約19.4万本)

◆金沢大学と子どもの交通安全に関する共同研究を開始

② こどもの成長応援プロジェクト

子どもたちの体力の二極化・低下に着目し、子どもたちのすこやかな成長と、たすけあいの気持ちを未来につなぐための取り組みを開始しました。

【プロジェクトの展開内容】

◆子どもの成長応援コラムなど、子育て世帯に役立つ情報を発信するため特設サイトを開設

◆こくみん共済など資料請求1件につき1本のなわとび・長なわを全国の児童館などに寄贈(約2万本)

③ 文化フェスティバル

“次代を担う子どもたちとそのご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい”という願いを託し、毎年開催しています。2019年度も多くの皆さまに多彩な演目を楽しんでいただきました。

④ 1日お母さん大学

「1日お母さん大学」とは、多くのお母さんが地域の方々と気軽に集い、ともに学び、つながりあう場として開催している子育て講演会や食育講座です。2019年度は、香川・鹿児島で開催しました。

(4) 地域貢献助成

本助成は、1992年から環境問題などに取り組む団体を対象にスタートし、現在は「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」に取り組む団体を対象に行っています。

2019年は、「人と人がささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに、地域で活動するNPO法人や市民活動団体などを対象に、助成により活動の充実・発展を希望する団体を募集しました。

215団体の応募をいただき、その中から厳正なる審査の結果、79団体を選定し、総額約2,000万円を助成しました。

(5) 社会福祉団体への支援

1981年から「障がい者」「高齢者」「災害対策」を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人などの団体を継続して支援しています。2019年度も外部有識者等による審査委員会にて25団体を選定し助成金を交付しました。

(6) その他の取り組み

① インターンシップ

学生の就業体験支援の一環として、毎年インターンシップ実習生の受け入れを夏休み期間*に行っています。実習内容は、賀川豊彦記念松沢資料館を訪問し、協同組合について学び、また、協力団体訪問等の業務を実体験するカリキュラムを盛り込んでいます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年度は本期間未実施。

② 「ICMIF 5-5-5マイクロ保険開発戦略」への支援

「ICMIF 5-5-5マイクロ保険開発戦略」は、新興5カ国(コロンビア、インド、ケニア、フィリピン、スリランカ)において、それぞれ5年間の取組期間の中で低所得者層500万世帯への相互扶助型マイクロ保険の普及を目指す活動です。当会は、ICMIF(国際協同組合保険連合)の理事・会員団体として、同戦略プロジェクト立ち上げ当初より議論に参画し、活動資金の援助を行っています。ICMIFの各会員組織のさまざまな支援により、これまでに新興国の低所得者層約202万世帯・約1,010万人に相互扶助保険や保障に関する教育・啓発活動が広がっています。

8 各種お問い合わせ・連絡窓口

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

お客様サービスセンター

☎0120-00-6031

受付時間

平日・土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)

※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、お電話での相談について、当面の間、受付時間を変更しております。

窓口の場合

都道府県推進本部・支所・ 共済ショップ などの窓口

受付時間

窓口により異なります。各窓口まで
お問い合わせください。

お近くの相談窓口はホームページからご確認ください

トップページ ▶ お問い合わせ ▶ ご来店(全国の窓口)

ホームページの場合

右記の手続きができます。

ホームページ(URL)

<https://www.zenrosai.coop>

■各種共済商品の資料請求

■住所変更※

■振替口座変更届のご請求

※住まいる共済にご契約されている方や海外へのご転居など、受け付けできない
場合があります。詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■病気やけが、住宅損害、自動車事故にあわれたとき

病気やけがに関する 共済金請求受付ダイヤル

こくみん共済 coop 共済金センター

☎0120-580-699

受付時間

平日・土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)

※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、お電話での相談について、当面の間、受付時間を変更しております。

ホームページでも受け付けています

トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 病気やけがの共済金請求

住宅損害に関する 事故受付専用ダイヤル

住宅損害受付センター

☎0120-131-459

受付時間

24時間・365日

ホームページでも受け付けています

トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 住宅被害

マイカー共済の 事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター

☎0120-0889-24

受付時間

24時間・365日

ホームページでも受け付けています※

※耳や言葉が不自由なご契約者さま専用

トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 自動車事故

■苦情に関する受付窓口

お客様相談室

お客様相談室

☎0120-603-180

●当会では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

●苦情は、受付専用窓口の「お客様相談室」へご相談ください。

受付時間

平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

●ホームページでも受け付けております。ホームページ(URL) <https://www.zenrosai.coop>

受付時間

24時間・365日

トップページ ▶ お問い合わせ ▶ お客様の声受付・
苦情(ご不満のお申し出)

裁定・仲裁の申立手続き

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 ☎03-5368-5757

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく
法務大臣の認証を取得しています。

受付時間

平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

IV 全国ネットワーク

(2020年10月1日現在)

本部

本部

渋谷区代々木 2-12-10
03-3299-0161

北海道・東北統括本部

北海道・東北統括本部

仙台市青葉区本町 1-10-29
022-262-7750

北海道推進本部

札幌市白石区菊水3条 4-1-3
011-821-6031

道央支店・札幌支所 011-821-6031
小樽支所 0134-33-6894
苫小牧支所 0144-32-4711
室蘭支所 0143-45-4728
岩見沢支所 0126-25-3292
道東支店・釧路支所 0154-25-6031
北見支所 0157-25-5150
帯広支所 0155-23-5006
道北支店 0166-25-0345
道南支店 0138-30-6031

青森推進本部

青森市本町 3-4-17
017-723-6031

青森支所 017-723-6031
八戸支所 0178-47-0631
弘前支所 0172-37-0631
五所川原支所 0173-33-6031
むつ支所 0175-33-8631
十和田支所 0176-22-6031

岩手推進本部

盛岡市開運橋通 1-1
(アクア盛岡ビル7F)
019-622-0631

盛岡支所 019-622-0631
北上支所(北上) 0197-65-0160
北上支所(一関) 0191-26-2678
釜石支所 0193-21-1122

宮城推進本部

仙台市青葉区本町 1-10-29
022-265-6071

仙台支所 022-713-6033
仙北支所 0229-22-6031
大河原支所 0224-53-2191
石巻支所 0225-96-6031

秋田推進本部

秋田市泉菅野 1-1-12
018-824-6031

中央支所 018-824-6031
大館支所 0186-49-2877
能代支所 0185-55-3931
大仙支所 0187-63-8428

山形推進本部

山形市城南町 1-18-22
023-646-4666

山形支所 023-646-4667
酒田支所 0234-23-3160
鶴岡支所 0235-23-6100
新庄支所 0233-23-5995
米沢支所 0238-22-6065
長井支所 0238-83-6035

福島推進本部

福島市荒町 1-21(協働会館内)
024-521-3390

福島支所 024-522-6025
郡山支所 024-933-6031
会津支所 0242-22-6031
いわき支所 0246-25-6031
白河支所 0248-22-6031
相双支所 0244-24-6031

新潟推進本部

新潟市中央区新光町 6-6
025-284-6031

新潟支所 025-282-2002
中越支所 0258-89-6440
上越支所 025-530-7016
佐渡支所 0259-57-2824

関東統括本部

関東統括本部

渋谷区代々木 2-12-10
(こくみん共済 coop 会館8F)
03-3374-7531

茨城推進本部

水戸市白梅 1-1-10
029-227-6642

日立支所 0294-22-6032
水戸支所 029-227-6685
鹿嶋支所 0299-84-6058
つくば支所 029-846-1145

栃木推進本部

宇都宮市南大通り 2-5-4
028-635-6031

宇都宮東支所 028-634-1790
宇都宮西支所 028-634-1790
足利支所 0284-42-9505
小山支所 0285-22-6041
那須塩原支所 0287-48-6032

群馬推進本部

前橋市大渡町 2-3-3
027-255-6311

前橋支所 027-252-0123
高崎支所 027-386-5631
太田支所 0276-61-3631

埼玉推進本部

さいたま市中央区下落合 1050-1
048-822-0631

さいたま支所 048-822-0649
熊谷支所 048-525-1031
川越支所 049-244-0636

千葉推進本部

千葉市中央区弁天 1-17-1
043-287-8165

中部支所 043-287-8247
西部支所 043-287-8264
南部支所 043-287-8294

東京推進本部

新宿区西新宿 7-20-8
03-3360-6031

西北部支所 03-3360-6016
中南部支所 03-5776-6031
東部支所 03-5609-7190
多摩支所 042-525-6031

神奈川推進本部

横浜市港北区新横浜 2-4-9
045-473-5588

職域推進一部 045-201-6031
職域推進二部 046-235-8891

山梨推進本部

甲府市丸の内 3-29-11
055-237-6861

中部統括本部

中部統括本部

名古屋市熱田区金山町 1-12-7
052-681-7785

居住域推進部 052-681-6830

長野推進本部

長野市立町 978-2
026-235-6139

長野支所 026-232-6031
上田支所 0268-22-6034
松本支所 0263-48-3333
伊那支所 0265-73-3958

静岡推進本部

静岡市葵区鷹匠 2-13-4
054-254-1180

東部支所 055-923-1755
中部支所 054-254-3312
西部支所 053-453-5888

富山推進本部

富山市奥田新町 7-41
076-431-5000

富山支所 076-431-5000
高岡支所 0766-21-7000

石川推進本部

金沢市西念 1-12-22
076-223-4007

福井推進本部

福井市日之出 1-10-1
0776-26-6123

嶺南支所 0770-25-6031

愛知推進本部

名古屋市熱田区金山町 1-12-7
052-681-7741

名古屋支所推進一課 052-683-6050
名古屋支所推進二課 052-683-6030
尾張支所推進一課 052-681-5777
尾張支所推進二課 052-681-7111
三河支所推進一課 0566-21-8000
三河支所推進二課 0566-21-9000

岐阜推進本部

岐阜市茜部本郷 2-7
058-274-6031

事業推進課 058-215-6233
東濃支所 0572-21-3330
高山支所 0577-32-0895

三重推進本部

津市栄町 4-259-1
059-227-6167

関西統括本部

関西統括本部

大阪市住之江区南港北 1-24-33
06-6734-6932

滋賀推進本部

大津市におの浜 4-5-1
077-524-6031

大津支所 077-524-6031
彦根支所 0749-24-6605

奈良推進本部

奈良市西木辻町 200-47
0742-23-6031

京都推進本部

京都市中京区壬生仙念町 30-2
(ラポール京都7F)
075-801-8141

北部推進課 0773-75-6109
中央推進課 075-812-7821
南部推進課 075-603-6086

大阪推進本部

大阪市浪速区湊町 2-1-57
(難波サンケイビル14F)
06-6647-7700

和歌山推進本部

和歌山市美園町 5-10-3
073-425-6031
和歌山支所 073-425-6031
田辺支所 0739-26-3770

兵庫推進本部

神戸市中央区中町通 4-1-1
078-371-6031
神戸支所 078-371-6522
尼崎支所 078-371-6522
姫路支所 079-226-6031

中四国統括本部**中四国統括本部**

広島市東区曙 4-1-28-5F
082-262-3220

島根推進本部

松江市伊勢宮町 543-3
0852-27-0631
東部支所 0852-27-0631
中部支所 0853-21-0631
西部支所 0855-23-6031

鳥取推進本部

鳥取市扇町 14
0857-22-8234
東部支所 0857-22-8234
西部支所 0859-22-4133
共済ショップ倉吉店 0858-23-2855

岡山推進本部

岡山市北区駅元町 6-26
086-254-2155
岡山支所 086-253-6031
倉敷支所 086-466-6031

広島推進本部

広島市東区曙 4-1-28
0120-39-6031

山口推進本部

山口市大内矢田南 7-1-1
083-927-5000
中部支所 083-927-5003
東部支所 0834-31-7171
西部支所 0836-35-4039

徳島推進本部

徳島市昭和町 3-35-1
(労働福祉会館1F)
088-676-3593

香川推進本部

高松市浜ノ町 72-5
087-822-1156

愛媛推進本部

松山市辻町 1-1
089-923-6031
松山支所 089-923-6031
新居浜支所 0897-37-6031
宇和島事務所 0895-23-6211

高知推進本部

高知市本町 4-1-32
088-823-6031
中村支所 0880-35-3865

九州統括本部**九州統括本部**

福岡市中央区舞鶴 1-1-7
(モルティ天神ビル9F)
092-741-0621

福岡推進本部

福岡市中央区舞鶴 1-1-7
(モルティ天神ビル3F)
092-739-6100
福岡支所 092-732-4047
北九州支所 093-591-0117
筑後支所 0942-38-8211

佐賀推進本部

佐賀市水ヶ江 2-2-19
0952-41-1331

長崎推進本部

長崎市宝栄町 3-15
095-864-6031
長崎支所 095-864-7144
佐世保支所 0956-25-8012

熊本推進本部

熊本市中央区本荘 5-10-30
096-375-5546
中央支所 096-375-5545
城南支所 0965-35-4788

大分推進本部

大分市中央町 4-2-5
(ソレイユ5F)
097-548-6031
中部支所 097-548-6777
北部支所中津店 0979-24-6031
北部支所日田店 0973-25-6031
南部支所 0972-23-6031

宮崎推進本部

宮崎市広島 1-11-17
0985-24-6262
宮崎支所 0985-24-6297
延岡支所 0982-32-4599
都城支所 0986-46-5087

鹿児島推進本部

鹿児島市城南町 7-28
0120-070-477
ぐりんぼう鹿児島 0120-070-477
ぐりんぼう鹿屋 0120-070-477
ぐりんぼう奄美 0997-53-6031

沖縄推進本部

那覇市松尾 1-18-22
098-951-2002
共済ショップ那覇店 098-951-2002
共済ショップ中部店 098-926-6031

職域生協統括本部**職域生協統括本部**

千代田区六番町 2-15
(自治労第2会館5F)
03-3556-8636

森林労連共済推進本部

文京区大塚 3-28-7(林野会館4F)
03-3945-6392

たばこ共済推進本部

港区芝 5-26-30(専売ビル2F)
03-3454-2481

自治労共済推進本部

千代田区六番町 2-15(自治労第2会館)
03-5276-0700

北海道支所 011-747-1536
青森県支所 017-773-6017
岩手県支所 019-656-8277
宮城県支所 022-222-6844
秋田県支所 018-862-9551
山形県支所 023-664-1800
福島県支所 024-521-0336
新潟県支所 025-281-8030
群馬県支所 027-253-1177
栃木県支所 028-621-5888
茨城県支所 029-231-0484
埼玉県支所 048-838-5532
東京都支所 03-6256-9916
千葉県支所 043-221-2800
神奈川県支所 045-251-7811
山梨県支所 055-222-5200
長野県支所 026-217-7667
富山県支所 076-441-8220
石川県支所 076-261-0241
福井県支所 0776-57-0707
静岡県支所 054-202-7250
愛知県支所 052-678-3118
岐阜県支所 058-263-1614
三重県支所 059-272-4550
滋賀県支所 077-524-0123
京都府支所 075-252-5937
奈良県支所 0742-64-5511
和歌山県支所 073-431-7700
大阪府支所 06-6242-2255
兵庫県支所 078-392-0821
岡山県支所 086-251-9431
広島県支所 082-292-5496
鳥取県支所 0857-21-3300

島根県支所 0852-59-9898
山口県支所 083-922-7540
香川県支所 087-822-5608
徳島県支所 088-623-2908
愛媛県支所 089-947-5061
高知県支所 088-824-0151
福岡県支所 092-711-9541
佐賀県支所 0952-36-9555
長崎県支所 095-822-2525
大分県支所 097-536-6644
宮崎県支所 0985-28-1901
熊本県支所 096-383-0662
鹿児島県支所 099-258-6311
沖縄県支所 098-987-6626

全水道共済推進本部

文京区本郷 1-4-1(全水道会館6F)
03-3818-6031

共済ショップ・支所窓口

北海道

共済ショップ札幌菊水店
共済ショップ札幌駅前店
共済ショップ札幌琴似店
共済ショップ小樽店
共済ショップ苫小牧店
共済ショップ室蘭店
共済ショップ岩見沢店
共済ショップ釧路店
共済ショップ北見店
共済ショップ帯広店
共済ショップ旭川店
共済ショップ函館店

青森県

共済ショップ青森店
共済ショップ八戸店
共済ショップ弘前店
共済ショップ五所川原店
共済ショップむつ店
共済ショップ十和田店

岩手県

共済ショップ盛岡店
共済ショップ北上店
共済ショップ一関店
共済ショップ釜石店

宮城県

共済ショップ仙台店
共済ショップ泉中央店
共済ショップ仙台クリスロード店
共済ショップ大崎店
共済ショップ大河原店
共済ショップ石巻店

秋田県

共済ショップ秋田店
共済ショップ大館店
共済ショップ能代店
共済ショップ大仙店

山形県

共済ショップ山形店
共済ショップ酒田店
共済ショップ鶴岡店
共済ショップ新庄店
共済ショップ米沢店
共済ショップ長井店

福島県

共済ショップふくしま店
共済ショップこおりやま店
共済ショップしらかわ店
共済ショップあいづ店
共済ショップ相双店
共済ショップいわき店

新潟県

共済ショップ新潟店
共済ショップ佐渡店
共済ショップ新発田店
共済ショップ三条店
共済ショップ秋葉店
共済ショップ長岡店
共済ショップ柏崎店
共済ショップ上越店
共済ショップ河渡店

茨城県

共済ショップ日立店
共済ショップ水戸店
共済ショップ鹿嶋店
共済ショップ筑西店
共済ショップつくば店
共済ショップ土浦店
共済ショップ牛久店
共済ショップ守谷店

栃木県

共済ショップ宇都宮店
共済ショップ真岡店
共済ショップ足利店
共済ショップ小山店
共済ショップ那須塩原店

群馬県

共済ショップ前橋店
共済ショップ高崎店
共済ショップ太田店

埼玉県

共済ショップさいたま店
共済ショップ大宮店
共済ショップ春日部店
共済ショップ熊谷店
共済ショップ川越店
共済ショップ新越谷店
共済ショップ所沢店
共済ショップ川口店

千葉県

共済ショップ千葉店
共済ショップ船橋店
共済ショップ柏店
共済ショップ松戸店

東京都

共済ショップ錦糸町店
共済ショップ北千住店
共済ショップ青戸店
共済ショップ西葛西店
共済ショップ三軒茶屋店
共済ショップ蒲田店
共済ショップ新宿店
共済ショップ新宿南口店
共済ショップ池袋店
共済ショップ立川店
共済ショップ吉祥寺店
共済ショップ田無店
共済ショップ町田店
共済ショップ府中店
共済ショップ八王子店

神奈川県

共済ショップ川崎店
共済ショップ溝の口店
共済ショップ横浜店
共済ショップ新横浜店
共済ショップ上大岡店*
共済ショップ横須賀店
共済ショップ相模大野店
共済ショップ藤沢店
共済ショップ本厚木店
共済ショップ平塚店

山梨県

共済ショップ甲府店
共済ショップ富士吉田店

長野県

共済ショップ長野店
共済ショップ上田店
共済ショップ佐久店
共済ショップ松本店
共済ショップ諏訪店
共済ショップ伊那店
共済ショップ飯田店

静岡県

共済ショップ沼津店
共済ショップ富士店
共済ショップ静岡店
共済ショップ藤枝店
共済ショップ浜松店
共済ショップ磐田店

富山県

共済ショップ富山店
共済ショップ高岡店
共済ショップ魚津店

石川県

共済ショップ金沢店
共済ショップ七尾店

福井県

共済ショップ福井店
共済ショップ敦賀店

愛知県

共済ショップ金山店
共済ショップ豊田店
共済ショップ豊橋店
共済ショップ刈谷店
共済ショップ一宮店
共済ショップ春日井店
共済ショップ栄地下店
共済ショップ名古屋店

岐阜県

共済ショップ岐阜店
共済ショップ多治見店
共済ショップ高山店

三重県

共済ショップ津店
共済ショップ四日市店
共済ショップ伊勢店
共済ショップ名張店

滋賀県

共済ショップ大津店
共済ショップ彦根店

奈良県

共済ショップ奈良店

京都府

共済ショップ舞鶴店
共済ショップ四条御前店
共済ショップ伏見桃山店
共済ショップ四条烏丸店

大阪府

共済ショップ梅田店
共済ショップなんば店
共済ショップ谷町店
共済ショップ江坂店
共済ショップ阪急高槻店
共済ショップ堺東店

和歌山県

共済ショップ和歌山店
共済ショップ田辺店
共済ショップ新宮店

兵庫県

共済ショップ三宮店
共済ショップ神戸店
共済ショップ尼崎店
共済ショップ姫路店

島根県

共済ショップ松江店
共済ショップ出雲店
共済ショップ浜田店

鳥取県

東部支所
共済ショップ鳥取店
東部支所
共済ショップ倉吉店
西部支所
共済ショップ米子店

岡山県

共済ショップ岡山店
共済ショップ倉敷店
共済ショップ津山店

広島県

共済ショップ曙店
共済ショップ銀山店
共済ショップ福山店

山口県

東部支所
共済ショップ周南店
中部支所
共済ショップ山口店
西部支所
共済ショップ宇部店

徳島県

共済ショップ徳島店

香川県

共済ショップ香川店

愛媛県

共済ショップ松山店
共済ショップ新居浜店
共済ショップ宇和島店

高知県

共済ショップ高知店
共済ショップ中村店

福岡県

共済ショップ天神店
共済ショップ博多駅前店
共済ショップ北九州店
筑後支所
共済ショップ久留米店

佐賀県

共済ショップ佐賀店

長崎県

長崎支所
共済ショップ長崎店
佐世保支所
共済ショップ佐世保店

熊本県

共済ショップ熊本店
共済ショップ八代店
共済ショップ光の森店

大分県

中部支所
共済ショップ大分店
北部支所
共済ショップ中津店
北部支所
共済ショップ日田店
南部支所
共済ショップ佐伯店

宮崎県

宮崎支所
共済ショップ宮崎店
延岡支所
共済ショップ延岡店
都城支所
共済ショップ都城店

鹿児島県

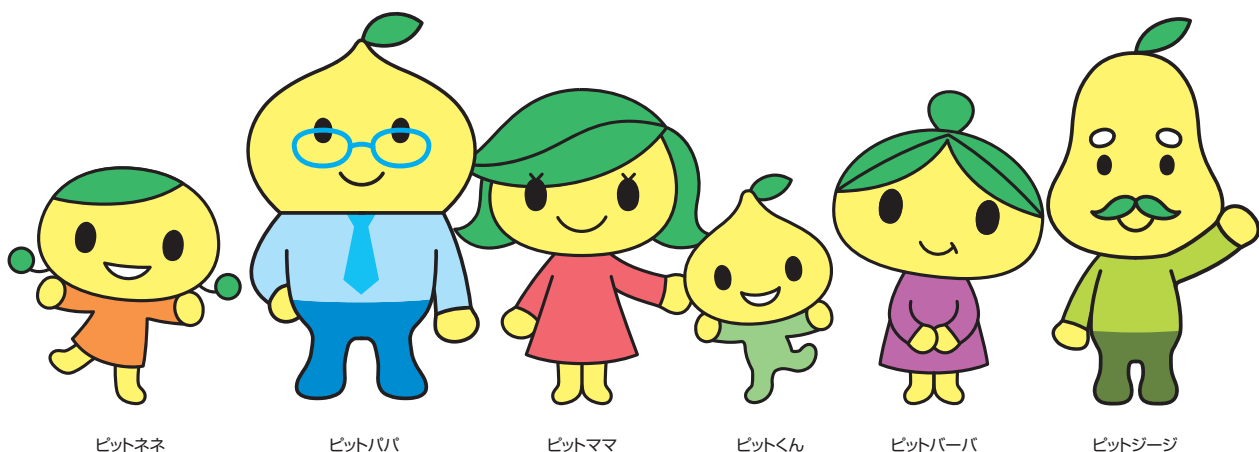
共済ショップぐりんぼう鹿児島店
共済ショップぐりんぼう鹿屋店
共済ショップぐりんぼう奄美店

沖縄県

共済ショップ那覇店
共済ショップ中部店

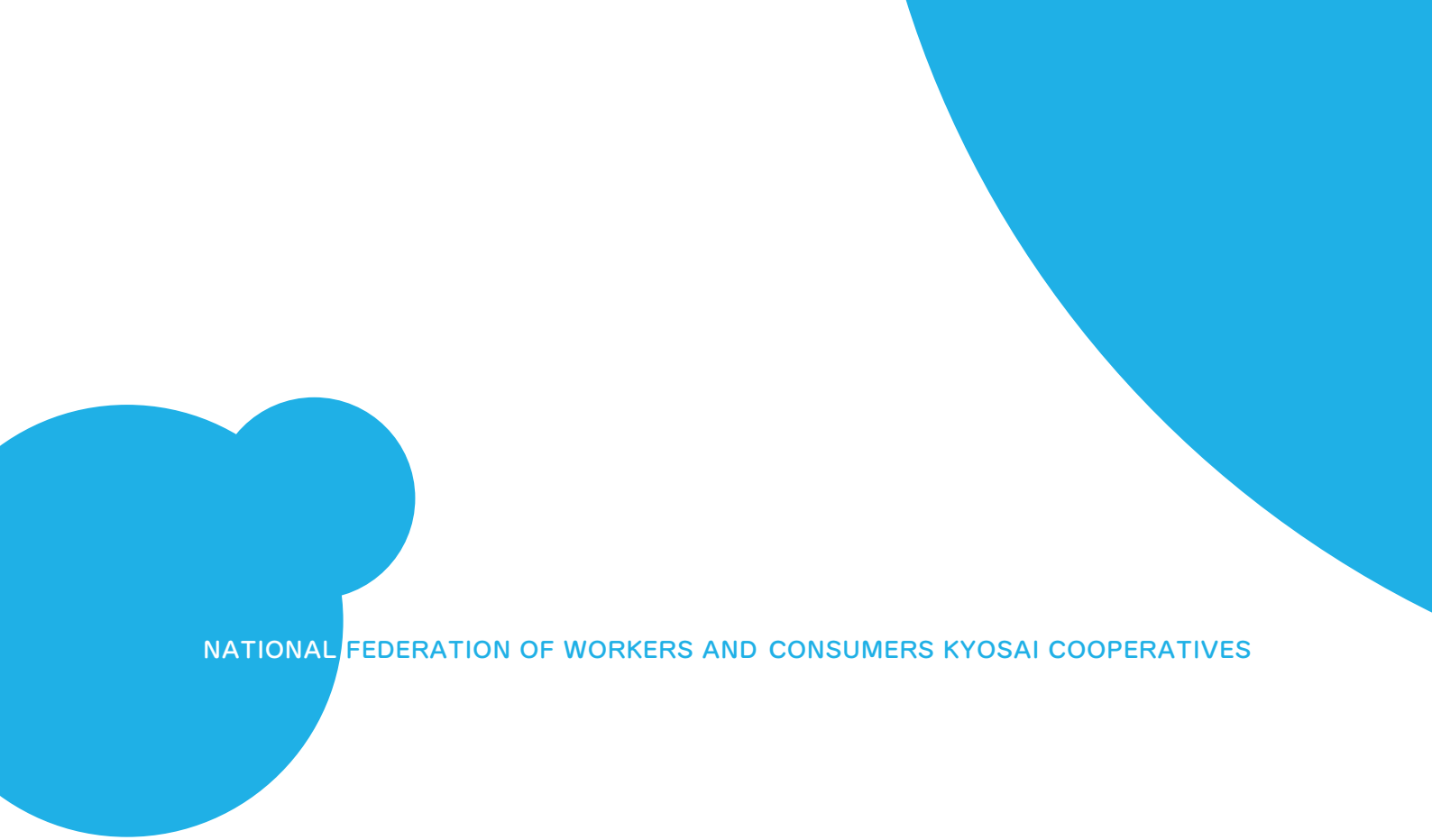
*2020年10月1日現在休業中

●公式キャラクター ピットくん・ピットくんファミリー



こくみん共済 coop ガイド2020年版

発行:こくみん共済 coop 〈全労済〉
(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2020年10月発行(ブランド戦略部)



NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS KYOSAI COOPERATIVES